

平成28年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

平成28年3月15日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番	安 達	か	ず	み
2 番	中 尾			勉
3 番	黒 田	健		一
4 番	甲 斐	明		美
5 番	井ノ口	憲		治
6 番	阿 部	輝		之
7 番	土 谷	信		也
8 番	近 藤	紀		男
9 番	成 重	博		文
10 番	安 達			隆
11 番	松 本	博		彰
12 番	河 野	徳		久
13 番	安 東	正		洋
14 番	北 崎	安		行
15 番	河 野	正		春
16 番	山 本	博		文
17 番	菅	健		雄
18 番	大 石	忠		昭

財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 林 振 興 課 長	吉 止 勝 幸
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	宗 直 長
香 々 地 保 育 所 長	阿 形 寿 一
総 務 課 参 事 兼 人 事 給 与 係 長	
	丸 山 野 幸 政
総 務 課 総 務 法 規 係 長 兼 秘 書 係 長	
	近 藤 毅
教 育 委 員 会	
教 育 長	河 野 潔
市 参 事 兼 教 育 庁 総 務 課 長	佐 藤 清
教 育 庁 学 校 教 育 課 長	小 川 匡

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	水 江 和 徳
主 幹 兼 庶 務 係 長	次 郎 丸 浩 一
議 事 係 長	板 井 保 明
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市 参 事 兼 税 務 課 長	後 藤 勲
市 参 事 兼 市 民 課 長	山 田 真 一
市 参 事 兼 消 防 長	渡 邊 和 幸
総 務 課 長	佐 藤 之 則

○議長(安達 隆君) 皆さんおはようございます。

開会前ですが、議員各位及び傍聴者の方々をお願いいたします。

本会議中ケーブルテレビによる議会生放送の撮影を行います。議場の構造上やむを得ず傍聴者の方々が映る事がありますが、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

市長、永松博文君から発言を求められていますので、これを許します。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、時間をいただきましたこととお礼申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、総務省表彰式のため、議会日程を変更していただきましてありがと

3月15日

うございました。おかげさまで表彰を受けてまいりました。表彰は、全国から選ばれた5団体でありました。本市は空き家バンク移住賞という賞をいただきました。昨年のローカルホームページの賞に引き続きの受賞であります。

よくぞ、この小さな市が連続受賞かと思えます。これもひとえに、議員の皆様や、そして、市民の皆様のご協力の賜と感謝申し上げる次第でございます。これからも、なお一層移住に力を入れ、引き続き、社会増が維持できますよう努力していきたいと、そういうふうな覚悟をした次第でございます。議員の皆様方にも、今後とも、ご支援をお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により発言を許します。6番、阿部輝之君。

6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） おはようございます。議席番号6番、豊翔会の阿部でございます。

まず、新庁舎完成おめでとうでございます。お喜び申し上げます。

私が市会議員になり、初めての27年第1回定例会で一般質問させていただいた時も1番バッターでしたが、大変光栄に思っていました。また、今回、この真新しい議場において、1番目に一般質問をさせていただけることは身に余る光栄でございます。感謝を込めて、全力で質問をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づいて、今回は、4つの質問をさせていただきます。

最初に、健康寿命についてです。

大分県は、平均寿命が、平成22年には、全国で男性は39位、女性は34位と全国平均を下回っていましたが、平成25年には、男性は16位、女性は10位と大きく順位を伸ばしています。

まず、1点目に、本市の状況についてお尋ねいたします。

2点目は、平均寿命と健康寿命の差を少しでも少なくする対策についてです。

今後、平均寿命の延伸に伴い、平均寿命と健康寿命の差がますます開いてしまうのではないかと危惧されますが、この差が拡大しては、幾ら長生きができ

ても人生の終盤を日常生活が制限される不健康な期間を長く過ごさなくてはなりません。高齢期を健康で快適に暮らすためには、私たち一人一人が健康に気をつけることがもちろんですが、本市の取り組みについてお尋ねいたします。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは健康寿命に関するご質問にお答えをいたします。

まず、本市の健康寿命の状況でございますけれども、現在、男性が県内17位、女性が県内11位で、大変恥ずかしい限りであります。しかしながら、5年前はまだまだ恥ずかしく、男女とも県内最下位でございました。

私は、この話を聞いたときに大変驚きました。と申しますのも、私は、市民の健康に力を入れようと、まず、平成14年4月に、健康交流センター花いろをつくりました。その中には、トレーニングセンターと小体育館とか、講習会できる会議場とか、そういうものをつくって、いろんなものを察したつもりでございました。

そして、また、平成17年4月には、保健師を含めた現在の子育て健康推進課を花いろに常駐させました。そしてまた、健康に力を入れているという、そういうつもりでありました。そういう面では、非常にショックな話でありました。

そういうことの中で他市との比較をしてみますと、どうも、保健師が地域に出向くのが豊後高田の場合、少ないんじゃないかという話が出ました。そういうことの中で、やはり、受け身の保健指導ではだめじゃないかということの中で、保健師を地域に出向ってもらって、そして、健康指導してもらおうと、そういうことに力を入れるということでもございました。それと同時に、その保健師の数もふやしました。そういうことで、今、やっているところでございます。

それから、豊後高田は、生活習慣病の方が多いという話。それと同時に、もう一つは、がんによる死亡者が多いというような調査結果が出ました。そういうことの中で、まず、対策としては、歩こう運動をますます続けようということの中で、40歳以上の方々には歩数計をお配りして、皆さん歩きましょうという歩け歩け運動を、今、しているところでございます。

それと同時に、原因対策をやるということの中

で、市のオリジナルのだし、豊後高だしという名前で、今、普及させて、結構、皆さん方買っていたという、非常に評判がいいということの中で、私も、28年度も、これからもして進めていきたいと思っているところでございます。

それから、また、がん対策。他市に先駆けてピロリ菌検査をやりました。その結果としては非常にいい結果というか、1年半の中で13人の方のがんを見つけ出したという。そういうこともできました。そういうことの中で、この5年間の間に、男性が、健康寿命なんですけれども1.3歳、女性が1.2歳の健康寿命が延んでおります。

健康というものは、まず、やはり、個人の幸福、幸せになります。それと同時に、私どもも人口対策としては、やはり、個人個人が健康で長生きしてくれるということは、こんないいことはありません。そういうことの中で、健康第一ということで、これからは健康行政に力を入れてまいりたいと、そう思っているところでございます。その他ご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させます。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 私のほうからは、健康寿命延伸のために対象を絞った対策についてご答弁いたします。

本市の健診を受けた方の結果を見ますと、内臓脂肪をため込んだ方や血圧の高い方が大変多いことから、今年度より、健診結果説明会の回数をふやしますとともに、先程、市長もご答弁されましたけれども、必要な方には徹底して訪問や個別指導をするということで、生活習慣改善のための支援を強化しているところでございます。

また、健診を受けていない方の中に、生活習慣病が重症化したり、がんで命を落とす方も多く見られますことから、ことしは、健診も医療機関も3年間受けていない方全員を訪問させていただきました。その結果、6割の方には今後も受診勧奨をしていく必要があるということがわかりましたが、それ以上に、残りの方の多くは、ご本人やご家族がさまざまな健康課題をお持ちのため、保健師などが個別に支援していく必要があることがわかりました。また、年代では、40代から50歳代の男性にいかに関心を持っていたか、今後、課題ということも判明いたしました。

このような結果を踏まえ、今後の対策としまして、

第1は、やはり、工夫して受診勧奨をしまえること。第2は、訪問などにより、健康課題をお持ちの方を早目に把握し、継続して、対象に応じた支援を徹底してまいることということです。

そして、第3は、現役世代の方が集まる場所に向き、本市の健康課題をお伝えしてまいり、生活習慣病の予防やがんの早期発見のために早い時期から健康づくりに取り組んでいただくよう、積極的に発信していくことが重要だと思っております。

さらに、生活習慣病の予防につきましては、市民の皆様にも適切な情報をお伝えし、健康づくりを呼びかけることも重要な対策でございまして、現在、運動不足や偏った食生活の改善につきましては、先程も答弁にありましたように、取り組みの成果が徐々に見られておりますが、予防のためには、今後、禁煙やお酒を飲み過ぎない。そして、ストレスをため込まないということも重要でありますので、ケーブルテレビや地区の集まりなどを通じまして、こういった予防や早期発見のポイントを繰り返し市民の皆様にお伝えしていく計画でございまして、ご理解いただきまして、議員の皆様におかれましても、どうぞ、健康寿命の延伸に向けて積極的な取り組みをお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。

それでは、1の1については再質問はございませんが、大分県は全国一を目指して、わずか3年で、このように順位を上げることができました。本市もいろいろな取り組みがなされていることがただいまのご答弁で、大変、よくわかりました。

このように、健康寿命の延伸について、さまざまな取り組みがなされているにもかかわらず、豊後高田市の健康寿命は県内で、男性は17位、女性が11位で、5年前に比べれば最下位から順位を伸ばしたとはいえ、納得のできる順位ではないと思います。

それでは、1の2について再質問いたします。

ただいまご答弁にもありましたが、お腹周りのこと、血圧のことなど、全て私のことを言われているようにも思いますが、私も健康づくりには肝に銘じて取り組みたいと思います。減塩対策の豊後高だしについてですが、販売店をお知らせいただきたいと思っております。私は夢むすびを利用しているのですが、近くに取扱店があればもっと活用できるのではないかと思います。

疾病予防や健康増進、介護予防などによって健康

3月15日

寿命を伸ばし、平均寿命との差を短縮することができ、私たちが年を重ねても元気で楽しく過ごせる期間が長くなることにより、医療費や介護給付費などの社会保障負担の軽減にもつながるのではないかと思います。

日本では、今、毎年、120万人を超える方が亡くなっているようですが、死因の第1位はがん、次いで心疾患。そして、脳血管疾患を抜いて、肺炎が第3位と言われています。肺炎で亡くなる人が、年間12万人とも言われている中、96.8パーセントが65歳以上の高齢者だそうです。

他市に先駆けて行っているピロリ菌の検査によって胃がんの早期発見につながっているように、成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種も健康寿命を伸ばすための大切な選択肢の一つだと思いますが、市の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） それでは、私のほうからは、再質問の高齢者肺炎球菌予防接種についてのご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、高齢化の進展により肺炎で亡くなる方は本市でも第3位ということになっております。そういうことから、近隣に比べ早目ということで、平成24年度より、任意接種事業として高齢者肺炎球菌ワクチンを、当時は75歳以上の方全員に、市民の方を対象に開始をいたしました。

平成24年4月から平成26年9月まで、約600人の方が受けてくださっております。その後、テレビ等でご存じだと思いますが、平成26年10月より定期接種化されましたことから、それ以降は65歳、70歳、そして、75歳というように5歳刻みの方に、希望される方に対して、自己負担3,000円で、市内及び県内の協力医療機関において接種していただくようになっております。

接種状況としましては、対象者の4割弱の方がすでに受けていただいております。市では、これまで、市報や回覧、ホームページなどを通じて、対象の皆様へ接種されるよう呼びかけをしてまいりましたが、今後も、議員がおっしゃいますように、健康寿命延伸に少しでもつなげられるということと、ご本人の命を守るということから、対象年齢の方の多くが接種していただけるよう、引き続き、広報活動を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。

4割近くの方が利用して、接種されていることです。それから、600の方が今までにされたということですから、3番目の第3の質問と思いましたが、今、ご答弁いただきましたので、それでは、次に行きます。

以下は、特に答弁は必要といたしません、要望としてお聞き願いたいと思います。

健康ウォーキングやラジオ体操、太極拳など、それや、ゲートボールやグラウンドゴルフなどで体を動かすことは、筋肉を活性化させるだけじゃなく、運動で免疫力を高めることができ、がんや認知症に効果が期待できるそうです。ゲートボールやグラウンドゴルフは頭も使う運動なので、特に、認知症に効果が期待できるのではないかと思います。

競技人口をふやすためにも環境の整備などが必要ではないでしょうか。一度、雨が降ると何日も使用できないようなグラウンドもありますし、以前は、市外の大会などに多く参加をしていたが、高齢のため遠出の運転は危険になり、参加をためらうようになってまいりました。福祉バスなどの利用がもっとできればと思います。

以上、2点、よろしく願いいたします。ありがとうございます。市民の皆様には、肺炎球菌の活用などをしっかりしていただいて、健康で快適に暮らしていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

高齢者に対する虐待についてです。

厚生労働省の発表によると、2014年度の高齢者に対する虐待件数は介護施設の職員による虐待は過去最多の300件で、2012年度から2年間で倍増したと発表しています。大分県にも4件あるそうです。家族や親族による虐待を含めた総件数は1万6,039件、死亡したのは25人。これはいずれも家庭内の虐待だそうです。先日は、施設内で起きた殺人事件で逮捕された事件もありました。市内の施設の現状についてお尋ねいたします。

2点目は、児童虐待に比べて、高齢者に対する虐待は報道が少ないように思いますが、潜在的にはかなりの件数があるのではないのでしょうか。虐待する側も、虐待される側も、事実を隠す傾向や、また、慢性化すると、当人が何も反応しなくなったりすることもあり、発見しにくいのではないかと思います。例え、発見できても家族介入は非常に難しいと思

ますが、本市はどのように対処されているのかお尋ねいたします。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 高齢者に対する虐待についてのご質問にお答えします。

ご案内のとおり、厚生労働省が発表しました資料によりますと、介護職員による虐待件数がこの2年間で倍増するなど、高齢者に対する虐待は大きな社会問題となっております。高齢者の尊厳の保持は極めて重要なことから、平成18年4月に、高齢者虐待防止法が施行され、養護者による虐待や養護介護施設従事者等による虐待を発見した者は速やかに市町村に通報しなければならないとされており、通報を受けた市町村は、高齢者の虐待の防止、または、当該高齢者の保護を図るため、必要な措置を講ずることとされております。

議員ご質問の高齢者施設は市内に10カ所ありますが、これまで施設従事者から虐待を受けているというような通報は届いておりません。また、家族等による虐待につきましては、養護者が虐待と認識していない場合や高齢者も外部への相談を非常にためらうため、なかなか通報に至らないことから、民生委員やその家庭にかかわる介護事業所と連携し、気になる家庭の情報提供をお願いしております。本年度、これまでに19件の通報を受けております。通報を受けた場合は、すぐに、情報収集と事実確認を行い、市の関係課や地域包括支援センターの専門職員で構成するコアメンバー会議を招集し、緊急性の判断や当面の支援計画の立案を行うこととしております。

本年度、通報を受けた19件の内、18件につきましては、訪問、聞き取りの結果、虐待の事実はありませんでした。1件につきましては、早期に通報をいただいたことから、生命に危険を及ぼすような重大なケースではありませんでしたが、虐待事案として支援計画を策定し、各種介護サービス等の利用につなげ、現在、保健師や関係機関等が定期訪問を行うなど、継続的な支援を行っております。

高齢者の尊厳を守るためには、早期に発見し、早期に対応することが非常に重要でありますので、民生委員を始め、地域住民の皆様や介護事業所等からの情報提供をお願いし、関係機関と十分連携を図る中で、適切な支援につなげ、高齢者虐待の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 6番、阿部輝之君。

○6番(阿部輝之君) ありがとうございます。市内には、高齢者施設が10カ所あり、虐待の通報がないとのことですが。

それでは、2の2について再質問します。

私は、特に、認知症患者は、施設職員にも、家庭や親族にも虐待されている率が高いのではないかと思います。認知症患者の徘徊防止のための身体拘束なども虐待だと思いますが、川崎市の有料老人ホームで入所者男女3人が転落をした事件でも、被害者の女性は徘徊がひどかったそうです。

徘徊に対する拘束問題は非常に難しいと思います。徘徊により交通事故などにあえば、他人に大きな迷惑をかけることもありますし、巨額の賠償問題に発展することもあると思います。特に、認知症患者に対する取り組みはどのようになされているのかお尋ねします。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 阿部議員の高齢者に対する虐待についての再質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する身体拘束や家に鍵をかけて閉じ込める等の行為は虐待に当たるとされております。一方、認知症などが原因で徘徊、行方不明になるというケースも年々増加しておるところでございます。

そのため、徘徊高齢者等による行方不明者が発生した場合、関係機関と連携することにより、早期に発見し、安全の確保及び家族等の支援を図るため、高田警察署を始め、市内22の事業所のご協力をいただき、昨年7月に、高齢者等SOSネットワークを立ち上げました。

ネットワークでは、徘徊等のおそれがある方やご家族のご理解の下、ご本人の写真や特徴、よく行く場所、これまで徘徊等があったかどうかなど事前登録していただき、万が一の際は、その情報を下に関係機関が連携し、迅速に捜索を行うこととしております。そのようなことから、先般、迅速かつ正確に情報伝達が行われるよう、ネットワークに参加いただいている事業所のご協力をいただき、徘徊模擬訓練を実施したところでございます。

認知症高齢者等の徘徊につきましては事前登録を推進し、ネットワークの充実を図ることはもとより、早期の相談による認知症初期集中支援チームの支援や各種福祉サービスの利用など、多様な関係機関が

3月15日

かかわることで、養護者等の負担軽減を図ることも重要であります。合わせて、地域サロン等による認知症サポーター養成講座を通じ、認知症の正しい知識、理解の普及を図り、家族だけではなく、地域で見守る体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。

再質問をいたします。

先般、高齢者等SOSネットワークに参加している事業所などの協力の下、徘徊模擬訓練を実施したということですが、成果と課題などがありましたらお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 阿部議員の再々質問にお答えします。

模擬訓練は、徘徊の方が歩くルートに関係者には非公開として、警察と市から送られる情報のみで捜索を行うなど、実際に行方不明者が発生した場合を想定して、実施をさせていただきました。特に、各事業所へ情報が届いた後、その情報が各事業所職員にどのような方法で伝達され、どれくらいの時間を要したのか、また、正しく使われているのかなどを確認させていただきました。

各事業所もSOSネットワークの重要性をご理解いただいていることから、それぞれが情報伝達手順書を作成したり、携帯電話等を活用した多様な情報伝達手段を構築していただいております。情報が短時間の内に正確かつスムーズに伝わり、早期の発見につながったことは非常に大きな成果だと考えております。

また、訓練終了後に実施いたしました反省会議におきましては、各事業所の伝達手段の紹介や情報伝達の過程における課題や問題点について議論をさせていただきました。その中で、捜索手配書と顔写真の送付に時間差があったことや通常の勤務体制とは異なり祝祭日や夜間の体制について、今後、検討する必要があるのではないかとというような課題が出されたところでございます。

徘徊等による行方不明事案はいつ起こるかわかりません。今回の訓練を通じて得られた課題を改善し、よりよい体制を構築するとともに、合わせて、事前登録制を推進することにより、迅速な捜索体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。

それでは、3番目の質問をします。

学校における組体操についてです。

マスコミなどで組体操の是非について取りざたされています。本市の状況をお聞かせください。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、阿部議員の学校における組体操についてお答えいたします。

本市における各幼稚園、小中学校の組体操の実施状況についてですが、今年度は運動会、体育大会で幼稚園2園、小学校6校、中学校で2校、小中一貫校で実施をしておるところでございます。過去5年間での事故の状況についてであります。小中学校では指や腕のすり傷などの負傷が報告されておりますが、その都度、適切に対応してきたところであります。

組体操は学習指導要領に示される体づくり運動の中の力強い運動やそれを持続する能力を高める運動で、運動会や体育大会がその発表の場の一つとなっており、発表することを通して体力や技能の向上だけでなく、チームワークによる達成感や連帯感を育むことができっております。今後も、地域や保護者の理解を得ながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、実施に当たりましては、児童生徒の発達段階や実態に応じまして基礎的な動きから段階をおって指導や安全な組み方や崩し方などの指導とともに、危険性をも十分認識させ、学習規律の徹底を図るなど、安全意識の高揚に取り組んでおるところでございます。

特に、タワーやピラミッドなどの高さを伴う組体操につきましては、必ず、教職員の補助をつけるなどの安全面に最大限配慮をしておるところであります。今後も、実態に応じまして適切に実施するよう指導し、学校はどこよりも安全で快適な場所であることを追及していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） どうもありがとうございます。

再質問はございませんが、人間ピラミッドなどの負傷件数が年8,000件を超える現状を受け、文部科学

省は対策に乗り出す方針を決めました。また、今後、安全確保策をまとめて、教員などに対策を求めるとも言っています。

本市でも、過去5年間での事故は、大事には至らなかったとはいえ、指の骨折やすり傷などの事故は報告されているとのことですが、これから、春の運動会シーズンも近づいてきます。組体操は見ているほうも感動するし、子供たちも皆で力を合わせて達成感を味わえる貴重な体験が得られる競技だと思えます。指導者の負担を考えれば非常に大変だと思えますが、表現力や団結力を育成する上でも重要だと思いますので、これからはけがに至るリスクを限りなくゼロにするよう、全力で指導していただきたいと思えます。

以上、お願いいたしまして、3番目の質問を終わります。

4番目の質問をします。

子供の遊具事故についてです。

消費者庁は学校などにある滑り台やブランコから転落するなどとした子供の遊具事故は3月から5月の春先にふえる傾向にあるとして注意を呼びかけていますが、本市の安全に対するマニュアルについてお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤清君） 学校遊具の安全点検についてお答えします。

学校における遊具等の安全確保につきましては、学校保健安全法及び学校保健法施行規則に基づき、毎月安全点検日を設定し、遊具や体育施設について安全点検を行っています。

その際には、文部科学省が発刊している「生きる力を育む学校での安全教育」において示されている安全点検表を参考に各学校の管理職や各主任が中心となり、目視、打音、振動、負荷等による確認、点検を行っております。また、隔年ごとに資格を有する専門業者へ委託して、遊具の安全使用に努めております。危険と思われる遊具等については使用禁止にし、学校は速やかに修繕を教育委員会へ依頼するようにしており、児童生徒が安全安心に使用できるよう、維持管理に努めるよう取り組んでいます。合わせて、遊具の適切な使用について児童生徒に引き続き指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、使用できない遊具の対応につきましては、遊具の老朽化、使用頻度により使用禁止等の措置を

とった遊具は使用できない上、安全上も好ましくないことから、学校との協議を踏まえて方針を速やかに決定し、遊具の更新や撤去などの対策について計画的に実施しております。今後とも、学校に設置する遊具の必要性を十分勘案しながら、教育委員会と学校との一層の連携と役割分担の下、安全に安心して使用できる遊具の整備並びに充実に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） それでは、再質問をします。

廃校で管理者の目の届かない遊具で、本来の使用方法とは違ったような遊びをした、そういう形跡を見たことがあります。地域の人などが責任をもって管理をしていただけるなら別ですが、管理者の目の届かない遊具などは、即、取り除いたほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（安達 隆君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） 阿部議員の再質問でございますけれども、現在、廃校等によりまして、運動場などに残っている遊具につきましては、毎年、職員が点検を行うとともに、危なくないようにブランコのチェーンやシーソーの本体、それから、棒のぼりの棒などを撤去する措置を行っております。

また、基礎等がついておりまして、容易に取り外しができない遊具につきましては、今年度、旧校舍解体と合わせて撤去してまいりました旧三重小学校の遊具のように、機会を見て撤去してまいりました。今後につきましては、使用する見込みのない遊具につきましては計画的に撤去する方向で考えたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。4番、甲斐明美君。

4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。

1項目め、政治姿勢について、1、安保法制戦争法についてです。

昨年9月19日、国民の半数以上が反対していた安保法制戦争法が強行可決、成立させられました。本

3月15日

年3月末より施行されようとしています。自衛隊員が外国で戦争に駆り立てられ、命の危険が迫っています。市長は、安保法制戦争法廃止に向けて、国に働きかけをしてください。

2、憲法問題についてです。

憲法9条などの改悪をやめてほしいという市民の声を、市長は、公務員として憲法を尊重し、擁護する立場にあります。市民の代表として、国に憲法改悪をしないよう、進言できないでしょうか。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から、安全保障関連法及び憲法問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、安全保障関連法につきましては、昨年、第3回定例会で、大石議員にお答えいたしましたとおり、世界情勢の変化を踏まえた国にとりましても、非常に大きな決断と改正であったと認識しております。そして、これまで答弁してまいりましたとおりに、世界の中の日本としてどうあるべきか。国民をどう守るかというのは、やはり、国の役割だと思っております。

次に、憲法問題につきましても、過去に、お答えしてきたとおりで、日本が平和で、経済成長を遂げてきたことは今の憲法があってのことと、私も認識しております。しかしながら、現在の世界情勢や国民保護の観点から、議論は避けて通れないものではないかと思っております。憲法改正は、国会の発議と国民の承認が必要でありますので、まずは、国会において、慎重審議を尽くされるよう、注視してまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1点目の安保法制戦争法について再質問します。

私の母方の祖父は東南アジアの島で戦死したと聞かされています。さきの戦争では、たくさんの人々が犠牲になり、家族も大変な苦勞をしたそうです。その反省に立ち、戦後70年間、日本は戦争をしないで今日に至りました。

日本の自衛隊員が、これまで他の国の人を殺めたことはありません。自衛隊に入る時は日本の国の防衛、日本を守るとして入隊し、災害時には大きな活躍をしてきました。助けられた人たちにとって、本

当に頼りになる存在でした。しかし、この安保法制戦争法が3月末より施行されるようになります。いつ、戦争にはまり込み、日本の防衛には関係ない世界の紛争の中で、殺し、殺されることにならないかと心配です。

市長は、この豊後高田から自衛隊に就職した若者を戦争に駆り立てる安保法制戦争法をこのまましておいてよいと思いますか。お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、安全保障関連法の再質問についてお答えいたします。

先程もご答弁申し上げましたとおり、これは国の問題と考えておりますので、国を注視してまいりたいと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、2点目、憲法問題について再質問します。1点目と関連もあります。

憲法は法律より上位にあるものです。この日本国憲法のおかげで平和が保たれ、国民が安心して暮らせるものです。この平和憲法を、今の安倍政権は改悪しようとしています。

とりわけ、憲法9条をかえたいようです。憲法9条は戦争の放棄をうたっています。一部省略しますが、この憲法9条は、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとあります。

一昨日の大分合同新聞に憲法に関する世論調査の結果が出ていました。それは、憲法9条を維持するが半数以上でした。また、けさの朝日新聞一面では、安倍首相が私の在任中に憲法の改正を成し遂げたいと述べたことを評価する38パーセント、評価しない49パーセントと、評価しないが11パーセントも高いのです。

発言力の強い市長は、国に対して、憲法改悪をしないように進言してほしいと思います。見守るだけ、注視するだけで黙っていても憲法改悪を肯定したと国は取りかねないと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、憲法問題につきましての再質問にお答えいたします。

この問題につきましても、先程申し上げましたように、まずは、国会で慎重審議を尽くされることを望んでおりますし、注視したいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をいたします。

市長のお答えでは、どうしても注視して、自分の意見を国に上げないということですね。私たち市民は市長に期待しております。ぜひとも、市民を守る立場で、国に進言お願いしたいと思います。それでは、この1項目めは終わります。

次に、2項目め、子ども医療費無料化について質問いたします。

1、子ども医療費を中学卒業まで、入院も、通院も無料化しているところは着々とふえ、全国で67パーセントとなりました。県下でも、昨年、臼杵市が無料化し、18市町村中8市町村が無料化となりました。竹田市も来年度の4月から、もうすぐ、無料化を予定しております。これで、県内50パーセントの市町村の実施となります。本市でも無料化はできないでしょうか。

2、市長は12月議会で、中津市民病院の小児科医の夜間診療による疲弊が問題だと言われました。小児科医の多忙を和らげるためには、病院内での調整や地域医療圏の市町村で協力するなどの方策はないのでしょうか。

3、子育て満足度日本一をうたっている大分県や国への働きかけは、その後、どうなっているのでしょうか。このことは市長にお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の子ども医療費の無料化についてのご質問にお答えいたします。

子供の医療費無料化の拡充につきましては、これまでの議会ごとにご答弁申し上げておりますけれども、子育ての支援の施策とすれば有効な手段の一つであると考えておりますけれども、小児科医が一つしかない本市が無料化を拡充すれば他市の病院運営にも影響を及ぼすことから、近隣の中津市さんや宇佐市さんも情報を共有しながら十分議論をし、歩調を合わせていく必要があると考えておりますので、現在のところ、子供の医療費無料化の拡充については考えておりません。

次に、国や県への働きかけの状況でございますけれども、安心して子供を産み育てる環境づくりのためには、国の社会保障制度として全国一律で、同じ助成が受けられるべきと考えておりますので、全国市

長会を通じて、継続的に国への要望を行っているところでございます。

平成28年2月19日付の全国市長会の重点提言・提言事項経過概要によりますと、少子化対策に関する提言は、昨年11月17日に、全国会議員に送付され、11月30日には関係庁等へ提出を行ったと掲載されております。そういった中、厚生労働省は、有識者で構成する子供の医療制度のあり方等に関する検討会を開催し、議論されている状況でございます。また、大分県の市長会においても、県全体として、子ども医療費について、どのようにあるべきかなど、今後も継続して協議されることになっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 私のほうからは、中津市民病院に関するご質問にお答えしたいと思います。

中津市民病院の小児救急センターは平成21年11月に締結されました定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、平成22年度より、中津市、宇佐市、そして、当豊後高田市、それから、豊前市、築上町、上毛町の6市町村が連携して、定住自立圏内の小児救急医療体制を充実させるために、中津市民病院の小児救急医療への支援を実施しております。

具体的には、小児救急センターに勤務する医師を安定的に確保し、小児救急センターの運営を支援するために、圏内の6自治体が負担金を支出し財政的な支援を行うとともに、さまざまな協議をしながら、適正運営に取り組んでいるところでございます。12月議会でも申し上げましたように、小児科医師の確保は大変難しく、現在、夜間診療につきましては、福岡大学小児科から医師が派遣されておりますが、今以上の派遣は厳しいようです。

中津市民病院は、患者さんの声を聞いたり、受診者の状況から課題を整理した上で、小児科医療が安定して提供できるために平成27年12月より、救急を除き、かかりつけ医からの紹介状をもった患者さんのみの診療を行うように診療体制を変更しています。さらに、本年4月から、夜間、救急の対応が安定的に実施でき、また、医師に負担がかかり過ぎないように、夜勤の翌日は日中の勤務を外すなど、医師の勤務体制の見直しを行うようにしたと聞いております。

このような病院の実情を圏域の会議の場でお聞きしながら、小児科医の安定的確保と夜間救急医療体

3月15日

制の運営について協議検討してまいりましたが、市としましては、今後も、引き続き、この圏域会議で協議検討をさせていただくとともに、お子さんに各種予防接種を受けていただき、感染症を未然に防ぎ、重症化しない取り組みや適正な受診をしていただくよう啓発を強化し、お子さんが必要な時に必要な医療を受けられるよう支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、先程、1点目の再質問をします。

同じ医療圏内の中津市に隣接した福岡県の豊前市、吉富町、上毛町、築上町などは入院費も通院費も無料で、中津市民病院にも行っています。それなのに、中津市、宇佐市、豊後高田市は小学校に上がると通院費がかかります。国の制度で一律無料になればよいのですが、それができないから各市町村でそれぞれ無料化しているのです。豊後高田市も財政調整基金などを活用して、予算を計上してはいかがでしょうか。

先程、課長も、子ども子育ての支援としては有効だ。中津市、宇佐市とも話し合いをしたいなど言っておりますが、本当に話し合いをしたいのでしょうか。それともしているのでしょうか。そして、ウェルネス推進課のほうからも、いろいろな都合を聞かれましたけれども、やはり、子供たちの健康を守るという観点からすれば、無料化して、子供を中津市民病院でも市内の病院でも診察を受けられるようにするべきではないでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、子ども医療化の問題につきましては、私から再質問にお答えしたいと思います。

私ども、やはり、子育てを非常に大事に思っておりますので、この問題については非常に重要視しております。そういう面で、県にも、それから、国に対しても言っておりますし、それと同時に、もう一つの問題としては、中津、宇佐とどう協議しているか。協議をしておりますけれども、私は、反対に、協定内の中で、福岡の1市2町がそういうことをやっているということのほうが、大変、中津市さんに対しては失礼だなとおもっています。

私は、やはり、中津市民病院は中津の病院で、それに対して、どうやってお願いしているかということでやっております。そういう点では、中津市に迷

惑かからないように、そして、また、宇佐市とも話しながら、何とかして納得いく関係の中で、やはり、この3市は同じ歩調をとるべきだと、私ども、小児科医がやっと思えたということの中で、そういうことの中でやってはいけないものだと思っておりますし、そういう面では、考え方としては、多分、中津市長さんも、宇佐市長さんも、私は同じ考えだと思っております。

そういう中で、どう解決していくかということをやっていきたくて、そう思っておりますので、やはり、これは、我々3市長も同じ考えだと思っております。これからも、よく協議しながら、どういうふうにしたら、地域の子供たちがよく、そして、また、いかに、みんなでやっていくかということを考えなきゃならないと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1点目の再々質問をします。

私は、少し、質問の内容を、中津市のことを後で質問しようと思っておりましたが、中津市のことが随分出てきましたので、一緒に質問するようになるかと思いますが、1点目と2点目を合わせた質問になるかと思っております。

中津市民病院は、同じ医療圏である福岡県の3町と1市と大分県の3市が同じ医療圏になりますので、どうしても、中津市民病院に行くことはやむを得ないと思っております。それで、調べてみましたら、中津市民病院の統計ですが、無料化した福岡県側の患者数がふえていないんです。それで、中津に行くのに、特別無料になったからといって忙しくなっているということはなかったというような返事が出てきました。

無料化すれば患者が病院に押し寄せると推定するかもしれませんが、高田からいえば、1時間から1時間半もかかる中津市民病院に不必要に行くことはありません。高田でどうしても診てもらえず、本当に子供がつかうような時だけきついのを押して行くのです。

中津市民病院の小児科医の多忙を和らげる対策として、先程、ウェルネス推進課の課長さんも言われましたように、昨年12月より、昼間の診療については、一度、他の医療機関に行き、紹介状を持参することによって、患者数を減らそうとする対策も取っております。そして、夜間は医者的人数をふやして、これまで、昼間から夜にかけて仕事をしていた医師

を長時間診療を避けるような工夫もしております。4月よりやっていくということになっております。医療圏内での協力は負担金を出すだけでなく、診療をしてもらえるように何か方策を考えていくべきではないでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からお答えいたします。

中津市の市民病院をいかにうまくやっていってもらうかということの中で話し合いをしてるわけであって、そこ辺のもので、だから担当課長段階でも非常勤代替しながらやってるわけでありまして。そういう面で、これがそういうことの中で夜間診療と、それからまたそういうようなもの、夜間診療をするお医者さんが昼間診療しないとか、そういうようなものをしながらやっていこうということで、今やってるわけです。そういう面で、自分勝手にただ高田だけのためにということで無料にするという、そのほうが私はおかしいと思っております。

そういう面では、みんなで大事に中津市民病院を守り立てていかなきゃならんと、そういうことの中で、福岡県の各団体がどういう気持ちでどうしてるのか、私、わかりませんけれども、少なくとも県内の3市はそういう話の中でどうかして守り立てていく。やはり我々にとっては、1時間半ではありますけれども、1時間半はかからんと思えますけど。1時間じゃないですかね。まあ、ちょっと私もあれですけども、ただやはり最後のとりでというものは中津病院、特に夜間の場合はそうだと思います。そういう面では、中津と一緒に大事に育てていきたい。そしてまた、最後のとりでで子供たちがきちっと受けるような、そういうものにさせていきたいと、そう思っておりますので、これからも我々の協議のほうを見守っていただきたいと、そう思う次第であります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ぜひとも、よい協議をお願いいたします。

それでは、3点目の再質問をします。

県に対して、私たち日本共産党の県議・市議団で、子ども医療費は小中学生の通院費も無料化してほしいと交渉しております。中津市、宇佐市も、同じように足並みをそろえて交渉しております。他県では、県内全てで無料化しているところは、二、三年前の資料ですが、福島県、群馬県、静岡県、鳥取県、そして東京都です。1都4県です。

市長は、大分県の市長会で、子ども医療費拡大の議論が始まったと言われております。市長は、県の制度としても強く要望してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、ご答弁いたします。

先般もお話、多分したと思いますけれども、大分県の市長会で議論もしてますし、県にもそういう話をしてますし、それと同時に国のほうにもそういうような要望もしてます。そういうことの中で、これからも要望していきたいと思えます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 先程の子ども医療費無料化について強く要望してくださるようなので、よろしく願いいたします。

3項目めですが、放課後児童クラブについて質問します。

高田小学校の新施設には、4月から入れますでしょうか。

2、放課後児童クラブの運営状況について教えてください。

3、放課後児童クラブ支援員の講習について、どれくらい進んでいるか教えてください。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の放課後児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

まず、高田小学校放課後児童クラブ整備工事の状況につきましては、現在、施設自体は完成しておりますが、今週中に完了検査を実施いたしまして、引き渡し手続を行う予定でございます。

なお、現在、児童クラブのほうが使用しております学校の教室については、新年度より学校側において活用することが決定しているため、引き渡すための整備を来週より行う予定でございます。そのため、

3月15日

運営主体である保護者とこれまで調整を図ってきまして、今週の日曜日には新施設への引っ越しを行いまして、来週より児童の受け入れに支障が出ないよう体制を整えていくこととしております。

次に、今年度の各児童クラブの運営状況についてでございますが、今年度6月の補正におきまして、県補助基準額の見直し及び児童クラブのさらなる充実を図るため、委託料の増額を行っております。この見直しを含め、各児童クラブでは、支援員さんの新規雇用の2クラブ、また時給の増額や通勤手当の支給を始めたクラブが4クラブございます。そのほか、教材、遊具、パソコンなどの備品整備を行うなど、運営環境の整備を、または充実を図っているところでございます。

次に、支援員の研修についてでございますけれども、県で実施します放課後児童支援員認定研修が今年度は2回実施され、市内各児童クラブより8名の支援員に研修を受けていただきました。

なお、条例の基準では、平成31年度末までに1つの支援単位につき最低1名以上の研修を終了した支援員の配置が義務づけとなっておりますけれども、県においては、5カ年の中で県内全ての支援員が受講できる計画としておりまして、来年度以降も引き続き研修が予定されておりますので、各クラブの支援員さんにはさらなる資質の向上を図っていただく観点から、全員に受講をしていただくようお願いしていきたいというふうに考えております。

また、来年度には、市単独事業として、子育て支援事業に従事していただく補助員などの養成研修も計画しているところでございます。そのほか、各クラブのご意見、ご要望をお聞きしながら、必要な研修などは実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1点目の、高田小学校の新施設の建設について再質問します。

そろそろ入れるということで、とても嬉しく思っております。子供たちも、保護者の方も、喜んでいれることと思います。

新施設の要望は、ほとんどかなえられましたでしょうか。庭の整備やフェンスの網は破れていないでしょうか。近隣に迷惑がかかっていないか、周りの樹木の点検など、これを機会にされるといいのではないかと思います。子供たちも思い切り遊べることと思います。

今後、高田小学校の放課後児童クラブの子供がふえて、6年生まで希望すれば対応できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質問にお答えします。

高小の児童クラブにつきましては、施設整備において、昨日私も行ってまいりましたが、すばらしいものができております。

なお、学校関係の環境整備については、また教育委員会とも連携を図りながら整備を図ってまいりたいというふうに考えております。保護者会、明日、総会を迎えております。引っ越しの準備、または備品の準備等、着実に進めて、来週あたりから受け入れに当たって問題なきよう対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） スムーズな移行をお願いいたします。

2点目の、放課後児童クラブの運営について再質問します。

今の放課後児童クラブの運営状態は、それほど悪くないかと思います。

そこで、子供たちの放課後、安全に過ごさせる支援員のことですが、社会保険も労災保険もなく、通勤費も出ないところがあり、時給の低い支援員の待遇改善はできないでしょうか。21世紀塾の講師は、3時間で4,500円、時給1,500円です。放課後児童クラブの支援員はどれくらいですか。支援員の時給を上げるなど、考慮してほしいと思います。どうしても足りなければ、市が一般財源を充てても待遇改善をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質問にお答えします。

現在、社会福祉法人や保護者会において運営を行っていただいている中、その運営規模や配置人員によって、支援員の時給や保険の掛け方など、待遇はそれぞれ異なっているのが現状でございます。

しかしながら、昨年4月時点で、市内の支援員さんの平均の時給が787円ございましたけれども、今年度、運営委託費の増額改定等によりまして、先程

もご答弁申し上げたように、待遇の改善が時給並びに通勤手当等で図られております。今後も、各クラブさんと十分協議をしながら、来年度も含めて、改善を図っていききたいというふうに考えており、スムーズな運営ができるよう進めていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、人数をふやしたところも2クラブ、交通費支給を進めたところが4クラブということですが、まだまだ交通費も支給されていない、時給も安いところもありますので、先程課長が言われましたように、十分協議をしながら進めていってほしいと思います。

3点目の放課後児童クラブの支援員の講習について再質問をします。

知事が行う資格認定研修は、とても充実しているようですが、各クラブ1年に1名ずつでは遅いのではないのでしょうか。今のところ8名が研修したと言いますが、せめて毎年2名ずつとかできないのでしょうか。5年間で全ての人が研修を行う。今の支援員の数だけでは限りません。新しい人も来られるかと思っておりますので、早目に研修を進めてほしいと思います。

また、市独自の研修で、補助員の養成研修とかされるということですが、市独自の研修、今の放課後児童クラブの支援員の講習をできないのでしょうか。昨年、一昨年は、市独自に集まっての研修はありませんでした。それまではあったのでしょうか。市の条例にも、研修の機会を確保しなければならぬとあります。まずは市独自の研修の場をつくってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質問にお答えします。

放課後児童クラブの支援員さんの研修関係でございますけれども、県において、昨年度より行われておりますので、市内のクラブの支援員さんの資質向上を図るため、それぞれの各クラブさんの状況に合わせて研修に参加いただけるようお願いをしております。

それと、市独自の研修でございますけれども、今後も引き続き各クラブさんのご要望、ご意見等をお聞きしながら、必要な研修につきましては当然のこと

ながら実施してまいり、さらなる資質の向上を図ってクラブ運営がスムーズにいくよう対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 先程の市独自の研修ということで、支援員の要望とか意見を聞きながら研修を進めたいということで、ぜひとも進めてほしいと思います。

4項目めの、学校でのフッ素洗口について質問します。

1、県内ではすでに虫歯予防のためにフッ素洗口を開始している学校があると聞いていますが、本市では導入の予定がありますか。

2、もし導入されるならば、フッ化物の取り扱いには厳重な注意が必要と思われませんが、実際には誰がフッ化物の管理をするのでしょうか。また、どのような方法で児童生徒に使用させるのでしょうか。

3、県内で実施している市町村で問題はないのでしょうか。

教育長をお願いします。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、フッ化物洗口についてお答えをいたします。

フッ化物洗口につきましては、大分県教育委員会の指導の下に、平成28年4月より市内の幼稚園、小学校、中学校において導入するよう、市内の歯科医師会、薬剤師会、関係機関と連携し、準備を進めているところであります。

次に、フッ化物の管理ですが、洗口液につきましては、薬剤師会の管理の下、薬剤師の方に希釈をしていただくようにしております。

実施方法につきましては、教職員の指導の下で、10ミリリットルの洗口液で約1分間洗口を行い、口の中の全ての歯に満遍なく洗口液が行き渡るように行います。

次に、他市における問題についてですが、県内では、姫島村が5年前から小中学校で導入をしております。その後、県のモデル校として、数市が指定を受けて実施をしております。その間、健康被害の発生はありません。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 導入されるということす

3月15日

ね。

それでは、2点目について再質問します。

教育委員会は、フッ素問題をいつから検討を始めてきたのですか。全県でまだ少ないのに、なぜ豊後高田市が早くやらなければならないのかと思います。まず、フッ素洗口は本当に安全なのかということをお聞きます。

来年度から実施されるフッ素洗口に使われるフッ化ナトリウムは、粉末の化学物質で劇薬です。薬剤師さんが薄めた溶液をつくるようですが、薄めれば毒性は低くなりますが、虫歯予防という点から見ると一見よさそうですが、毒性が低くなっただけでゼロになるわけではありません。そういうものを、学校という公共の場で、子供の場合、虫歯予防とはいえ、使ってよいものでしょうか。医療現場にいました私は不安に思います。溶液を飲み込む子供も必ず出てきます。薄めているから大丈夫といっても、子供の体質はさまざまで、その時々でどう過敏に反応するかわかりません。これまでのように、歯医者さんで年に三、四回の塗布なら、個別に対応してくれるので安心です。

次に、教職員の負担が大き過ぎると思います。1分間下を向いてブクブクうがいさせるのですが、途中で吐き出したり笑ったりして飲み込んだら、やり直させるのでしょうか。ブクブクうがいの後30分は、水などを飲めません。体内に入る危険があるからです。夏の暑い時など、うっかり水を飲んでしまうことはあり得ると思います。うがいの後、急性症状が出ないか見ておく必要もあります。これらのことが、今でも超多忙な学校現場に求められているのです。先生は大変です。負担が大き過ぎると思いませんか。いかがでしょうか。

また、子供たち自身の問題です。早く遊びたいのに1分間もしなければならぬ、このような状況ではいい加減にしたくなるのが子供です。そこから飲み込みの危険や混乱が起きてくると思いますが、いかがでしょうか。資料要求をとりましてわかりましたが、県内でフッ素洗口している学校が、小学校で8校、中学校で4校、高校ではゼロというふうに意外に少ないのも、このような事情があるからではないでしょうか。本当に害がなく安全であれば、もっと広がるはずです。

フッ化洗口を希望しない家庭の子供のことはどういうふうに考えているのでしょうか。よろしく願います。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えいたします。

いつごろ教育委員会として導入を検討してきたかということではありますが、そのことにつきましては、昨年12月に豊後高田市歯の健康推進協議会というのを立ち上げまして、議論を進めてまいりました。メンバーには、歯科医師会、薬剤師会、学校関係者、PTA代表から成る方々に委員になっていただいて、子供たちの健康な歯の取り組みについて議論を進めてまいりました。

安全性につきましては、フッ化物洗口に使用するフッ化物はフッ化ナトリウムでありまして、市販の歯磨き剤にも使用されております。フッ化物洗口剤は厚生労働省が認可した製剤でありまして、平成15年に厚生労働省が策定いたしましたフッ化物洗口ガイドラインにおいても、誤飲等に対する安全性は確保されているということでもあります。日本歯科医師学会や日本口腔衛生学会を始め、さまざまな専門機関がその有効性や安全性を確証していることから、安全性に問題はないと認識しております。

次に、薬物ではないかというご質問ですが、フッ化物洗口には主にフッ化ナトリウム溶液が使用されております。週1回の洗口でありまして、これに用いられる溶液のフッ素イオン濃度は、普通の薬の濃度よりも低く安全な量で処方されております。

次に、子供や教職員に負担がかかっているかということではありますが、先程申しましたように、豊後高田市歯の健康推進協議会の設置をいたしまして、園児、児童生徒の虫歯の予防についてさまざまな角度から検討してまいりました。そこで、フッ化物洗口実施マニュアル作成をいたしました。各学校では、校長のリーダーシップの下、組織的に実施できるよう、フッ化物洗口実施計画を作成しているところがあります。さらに、保護者を対象に説明会の実施をし、安全性や有効性などについてしっかりと丁寧に説明をして、スムーズなフッ化物洗口の実施に努めていきたいと考えております。

学校におけるフッ化物洗口は、学校保健計画に位置づけられまして、健康教育の一環として実施されるものであります。子供たちの健やかな成長のために、学校、家庭と連携を図りながら、また子供につきましては、自分の歯は自分で守る、大切にするという自主性を育ててまいりたいと考えております。

最後に、希望をしない児童生徒につきましては、フッ化物洗口ではなくて、水道水で同じようにブクブクうがいをするようにしております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 時間が少しありますね。

希望しない子供たちにブクブクうがいを水であるということですが、これは全く意味がないと思いません。してないから差別されるというか、いじめられるとか、そういったことではだめだと思います。やはり教育の中で、自分の意志、家族の意志も含めますけども、そういった意志を尊重するという意味も含めて、する子としない子を必ず分けるように考えてほしいと思います。それは、コップの中にフッ化ナトリウムが入ってるものと水が入ってるもの、それを間違えて取り違えて使うということも考えられる。特に人数の多いクラスの場合、間違えが起こるのではないかと心配します。

それと、問題はなく安全なのでどうしても実施したいということですが、大分県は全国でも確かに虫歯が多いです。12歳で1人当たりの平均虫歯が1.7本と聞いております。しかし、危険な化学物質の溶液で予防するというより、歯磨きで安心安全に自分の歯の健康を守るべきではないでしょうか。WHO世界保健機構は、6歳未満の子供には洗口を禁止しております。飲み込む危険性があるからです。それでは6歳以上なら安心なのかというと、そうではありません。アレルギー体質のある子供など、いろいろな子供がいるからです。

急に決めた来年度からの実施でなく、健やかな成長のためというなら、保護者や子供、教職員の声を聞きながら、急がず、よく検討してはどうでしょうか。新しいことを導入する時は、教職員の負担も考慮し、慎重の上にまた慎重に考えたほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、私のほうから質問にお答えをしたいと思います。

現在、フッ化物洗口につきましては、日本全国で100万人が使用してると言われておりますし、そしてその効果も確認をされているところであります。豊後高田市では、5年前から、歯磨き、いわゆるブラッシングと、それから食育指導の2つの面で、学校関係者と一体となって取り組みを進めてきました。しかし、やっぱりこれだけでは限界があるんだという

ことで、各機関とも協議をしながら、やっぱりそれにはフッ化物洗口が現時点では非常に有効な手段だと、そして歯、口腔の中から体全体に及ぼす影響というのは非常に大きいということもわかったわけでありまして、そういう中で、教職員とも今まで協議をしまして、4月末から具体的に実施に踏み切ろうということでこれまで協議を進めてきたところでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 3点目についてですが、県内のある市議会で議論があったそうです。そこでは、ポリタンクに準備していたフッ素溶液の中に浮遊物があらわれたようで、騒ぎになり、直前に準備するよう指導したと聞いています。また、わからず飲み込むようなことは考えられます。やはり学校と家庭で協力して、歯磨きで虫歯予防が最良ではないでしょうか。

終わります。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後の会議は13時に再開をいたします。

午前11時44分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 議席番号7番、豊翔会の土谷信也でございます。通告に基づき一般質問を行います。

始めは観光振興について質問します。

まず1点目は、ことしで15周年を迎える昭和の町についてであります。

平成13年に始まった昭和の町が、ことしで15周年を迎えますが、これまでの昭和の町に関する事業の取り組みと現在の状況についてお聞きします。また、これまでにはかなりの事業費を要していると思いません。市の努力により、まちづくり交付金や社会資本整備総合交付金等を活用して、昭和の町づくりとあわせ、周辺整備として桂橋のかけかえ工事や中央公園の整備のほか関連する多くの事業を行い、地域経済に大きく貢献していると思いますが、総事業費と実際の市の負担額は総額でどのくらいになっているのかお尋ねします。そして、その効果についてもお尋ねします。

3月15日

私が答弁を求めているわけでありませんが、私は市民の皆さん方にも市が行っている事業の内容も知っていただく意味も含めまして質問をするわけであり、今議会からは、ケーブルテレビで生中継が実施されます。これまでの録画放送よりも、多くの市民の方々がこの議会放送をごらんになっていることと思いますので、この質問に限らず、市民の方々にも事業内容がよくご理解がいただけるようなご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

2点目に、栗嶋公園の整備事業についてであります。

整備工事が完了し、先月の13日に栗嶋公園がリニューアルオープンしましたが、これまでの事業内容と今後の予定についてお尋ねをします。

3点目に、広域連携による観光振興ということで、昨年の7月下旬に福岡市の天神にアンテナショップ「クワトロヨッチ」をオープンさせましたが、その後の経営面また運営面の状況と現在の取り組みについて教えてください。

4点目は、本市のインバウンド対策についてお聞きします。

大分県の発表した観光統計調査によると、2015年の外国人宿泊客数は53万6,007人となり、前年の速報値と比べて60.1パーセント、20万1,121人の増加で、50万人を突破したのは初めてと報道されました。県の地域振興課によれば、別府、湯布院以外でも、杵築市の城下町や日田市の屋形船などで増加が見られたということですが、本市での現状とインバウンド対策についてお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、観光振興についてのご質問の内の、昭和の町についてのご質問にお答えいたします。

昭和の町の取り組みにつきましては、皆さんご承知のとおり、衰退が進む商店街に昭和の懐かしさを取り入れ、観光客を呼び込んで活性化を図るといふ、商業と観光の一体的振興によるまちづくりでございます。再開発しておらず、商店街のほとんどの建物が昭和30年代以前であるという、本市の特徴を活かした昭和の町の取り組みを行いました。そして、議員ご指摘のように、ことしの9月で15周年を迎えます。この昭和の町の取り組みにつきましては、商店街活性の成功事例として、国土交通省の「まち交大賞」を始めとして数多くの賞を受賞するとともに、

マスコミにもたびたび取り上げられたことから全国的にも有名になり、本市の知名度を飛躍的に高めることができました。

この昭和の町につきましては、これまで数多くの事業を実施してまいりましたが、そのほとんどが国や県の補助金を活用したものでございます。具体的な内容につきましてご説明申し上げますと、まず昭和の町の主役であります商店街の景観整備を行った各商店街の看板や建具等を改修する修景事業につきましては、当初は県の補助金を使用しました。そしてまた、現在は国の補助金を使ってやっておりますのでございます。

そして、昭和の町のランドマークとも言えます昭和ロマン蔵につきましては、平成14年度から順次整備をいたしました。まず、「駄菓子屋の夢博物館」と「昭和の絵本美術館」につきましては、返済額の7割を国が負担します過疎対策事業債という有利な制度を活用しました。次に、「旬彩南蔵」につきましては、総事業費の半分を経済産業省の補助金、そしてまた残りの半分につきましては、県の合併補助金を活用させていただきました。また、「昭和の夢町三丁目館」につきましては、総事業費の約4割を国土交通省のまちづくり交付金、残りの6割を、先程申し上げました過疎対策事業債を活用いたしました。それから、街路灯のリニューアルや通称「赤レンガ」と呼ばれる旧共立高田銀行の改修なども、国や県の補助金を活用したものでございます。

この15年間の昭和の町関係事業の総事業費は、約7億2,000万円でございます。その内に、国や県の補助金と過疎債合わせまして約5億1,000万円、残りの2億1,000万円が市が負担したということになります。

加えまして、昭和の町にマッチした渡りたくなる橋としてかけかえしました桂橋の整備と、市民、観光客双方にとって魅力ある憩いの場として中央公園の改修を行いました。この2つの事業を合わせた総事業費は、約12億7,000万円でございます。これにつきましても、国の交付金、過疎債を約11億2,000万円活用しましたので、市の負担は約1億5,000万円でございます。また、24年度に「大銀経済経営研究所」に委託して実施しました昭和の町の経済波及効果の分析におきましては、各種工事や環境整備などの直接的な投資に加え、これまでの観光消費額やイベント費用等、新たに発生した事業として算出しました結果、91億円の経済効果があったと試算されました。

また、先程申し上げましたように、商店街の活性

化のモデルとして、全国からの視察が続いておりますし、最近では海外からの視察も訪れる状況であります。今後につきましては、「クールジャパンアワード」の受賞を活用した訪日外国人誘致に積極的に取り組むとともに、恋叶ロードの入り口としての活用や、六郷満山開山1300年キャンペーンに連動した誘客促進対策にも取り組んでまいります。

昭和の町は、本市の元気の源でありますし、今後とも本市の観光を牽引する役割を担っていると、そう思っておりますので、あらゆる施策に取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

その他の質問につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 観光振興についてのご質問の内、栗嶋公園の整備、広域連携による観光振興、そしてインバウンド対策についてお答えいたします。

始めに、栗嶋公園の整備についてお答えいたします。

日本の夕陽百選の真玉海岸、縁結びの神様として有名な栗嶋神社、花とアートの岬長崎鼻など、カップルや女性客の嗜好に合った観光スポットが点在していることから、恋人たちのメッカにしようと、平成25年に昭和の町から長崎鼻までの国道213号沿線を恋がかなう道として「恋叶ロード」と名づけました。その中間点に位置し、栗嶋神社に隣接いたします栗嶋公園を恋叶ロードの拠点として観光客を誘致するため、昨年度より公園の整備に取りかかったところでございます。

平成26年度は、雑木の伐採や展望台の補強を始めとして公園整備を行い、平成27年度には約4万株の四季咲きナデシコの植栽、公園の真ん中にあり老朽化が進んでおりました公衆トイレの撤去と新築、そして飲食施設のリニューアルを行うとともに、新たなモニュメントの設置や展望台の塗装等を行いました。

今回、飲食施設のリニューアルに当たりまして運営事業者を公募選定したところ、湯布院で人気のお店を経営している市内堅来出身の方が運営することとなり、おしゃれなイタリアンカフェとしてリニューアルオープンし、新たな人気スポットとなっております。

また、今年度、栗嶋公園のみならず、恋叶ロード全体を新たなプロモーション事業の一環として、恋

叶ロードのイメージムービー、イメージソング、イメージポスターを制作するとともに、あわせて2月13日は国道213号にちなみまして、豊後高田市恋叶ロードの日として日本記念日協会に申請し、記念日登録したところでございます。

なお、イメージムービー、恋叶ロードの日、イメージソング「二人の時間」は、市のホームページに掲載しておりますので、ぜひごらんいただきたいと思っております。

今後とも、カップルや女性客をメインターゲットとして、景観整備や恋叶ロードの特徴を活かしたプロモーション活動、さらには国東市と連携した周遊ラリーなど、さまざまな誘客対策を実施する計画でございます。

続きまして、国東半島広域連携アンテナショップ「クワトロヨッチ」のこれまでの取組状況についてお答えいたします。

このアンテナショップは、国東半島の3市1村が連携して、九州の首都とも言えます福岡市の天神に昨年の7月29日にオープンいたしました。これまでの直売所的なアンテナショップとは異なりまして、公募で選ばれましたイタリアンジェラートのチェーン店が運営することとなった、カフェ風のおしゃれなお店でございます。オープン以来、3市1村のよりすぐりの加工品と特産品を使ったオリジナルジェラートが人気で、来場者、販売額とも目標数値を大幅に上回っている状況でございます。寒い時期となりまして来客数が減少に転じたため、11月に本市が実施した豊後高田フェアを皮切りにしまして各市がイベントを実施して、誘客促進に努めているところであります。また、アンテナショップを情報発信拠点としまして、観光PRや特産品の販路拡大などにも取り組んでまいりました。

今年度、一定の基盤ができましたことから、次年度につきましては、福岡都市圏の皆様方に直接国東半島のよさを体験してもらうために、アンテナショップを拠点としましたツアー造成の拡大などを行い、直接的な誘客促進に取り組んでまいります。

最後に、インバウンド対策事業についてでございますが、昨年6月に世界が共感する日本独自の文化として、国際的な視点から、日本的なよいもの、かっこいいものとして、全国で18点が選ばれました「クールジャパンアワード2015」を昭和の町が受賞したことを契機としまして、全国的に急増しております訪日外国人の誘客に向けての本格的な取り組みに着手

し、現在、受け入れ基盤の整備や各種PR活動を展開しているところでございます。

具体的に申し上げますと、本年度は受け入れ体制の整備といたしまして、市内の主要観光スポット7カ所に4カ国語の音声ガイドシステムの整備を行うとともに、外国人の嗜好に合わせました多言語観光パンフレットや観光ホームページの整備など、情報発信ツールの強化を図っているところでございます。また、誘客対策としまして、大分県及びツーリズムおおいが主催する現地商談会や、アジア諸国をターゲットとした県内商談会への参加や、国内に現地法人を持つ旅行社への営業活動等によりまして、インバウンドの誘客に向けた招致活動を積極的に行っているところであります。

今後につきましては、国東市と連携いたしまして、インバウンド対策の戦略的な推進を図るための調査事業や温泉施設等、市有観光施設へのWi-Fi環境の整備を進めることによりまして、受け入れ体制の基盤整備を図るとともに、大分県、ツーリズムおおいと連携したPR活動、インターネットを活用した積極的な情報発信により、さらなる訪日外国人の誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 昭和の町について、再質問をいたします。

昭和の町については、市長を始め、関係各課の努力により、多くの交付金や補助金を活用してすばらしい取り組みがされてきました。しかし、この豊後高田の観光のシンボルである昭和の町も、平成23年の年間40万人をピークに、伸び悩みの状況にあるのではないかと思います。今後、何か新しい取り組みが必要と思いますが、どのような計画をお持ちなのか、お尋ねをします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 土谷議員の昭和の町についての再質問にお答えいたします。

昭和の町につきましては、議員ご指摘のとおり、平成23年の年間40万人をピークに減少傾向にありましたが、昨年はJRDCキャンペーンや食べ歩きイベントなどの効果もありまして、約36万人と、やや持ち直しつつある状況でございます。

今後の取り組みについてでございますが、昭和の町の基本コンセプトを踏まえつつも、常に情報発信ができるよう継続した取り組みが必要と思われます。

具体的に申し上げますと、平成28年度は、昭和の町展示館の裏に、昭和の路地裏迷路を整備する予定でございます。これは、四方を囲まれております敷地の立地条件を活かしまして、木製の板塀で昭和の路地裏風の迷路を整備しまして、誘客促進を目指すものでございます。

また、15周年を迎えることから、誘客効果の高いイベントや食べ歩きイベント、そして昭和にちなんだ催し物等を商店街や関係団体とも連携しまして、周年を通じて実施することで、切れ目のない誘客促進に取り組んでまいりたいと思っております。また、空き地となっております大銀跡地につきまして、平成30年度中の完成を目指しまして、平成28年度中に誘客施設整備の基本方針の策定を行う予定といたしております。

昭和の町は、何といたしましても本市の観光拠点でありますので、今後とも「昭和」という基本コンセプトは維持しつつ、さまざまな誘客促進のための施策を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 昭和の町に対しましては、あらゆる策を講じていただいて、どうか尻すばみにならないように努力をしていただきますようお願いをします。

2点目の栗嶋公園の整備について再質問をします。

この栗嶋公園の核は、当然のことですが栗嶋神社です。私も神様を信じるほうでありまして、栗嶋神社の由緒について少し調べさせていただきました。

日本の神話によれば、ここの栗嶋神社は、日本国内に約1,000社ある栗嶋神社の総本社である和歌山の加太神社から、寛永2年、1625年に完成された神社であります。この栗嶋神社に祭られている神様は少彦名命という神様ですが、この神様は、出雲大社に祭られている国造の神様として知られる大国主命と力を合わせて出雲の国を治めた神様です。少彦名命は、日本で3番目に生まれたという神様、神産巢日神の手のひらの間から生まれた子供と言われております。大国主命の国づくりを助けるために、波のなたからガガイモの船に乗って鷲の皮をまとってやってきたということです。鷲というのは、ガ、飛んでくるガです。ガの皮をまとって、ガガイモというのは日本全国の日当たりのいい草原などに生息する性の多年草で、実の長さが10センチの幅3センチぐらい、その実を割れば船の形をしているという、

それがガガイモの実でございます。その船に乗ってやってきたそうです。そのような小さな体でありながら、多くの知恵と知識を持った神様で、おとぎ草子のお椀の船に乗り箸をかいにして針を刀のかわりにしたという、一寸法師のモデルになったということでもあります。医薬の神様、温泉の神様とも言われておまして、縁結び、それに婦人病や安産等、特に女性の願いなら、その一つは必ずかなえてくれるというパワースポットでもある神社でございます。

残念ながら、その核の神社ですが、以前よりは拝殿のほうは少しきれいになりましたが、絵馬を飾ってる下のほうに土ぼこりがいっぱいあったり、入り口の洞窟など、まだまだ清掃が行き届いてないような状態でございます。これは、神社の仕事とは思いますが、清掃美化の面で市も何か協力して考えていただけないでしょうか。

それから、手を洗う手水所の水鉢、これにも水道を引いていただいて、常にきれいな水で手を洗ってお参りをしたい、そういうふうに思っております。私の気が付いたことを言いましたが、ご検討よろしくをお願いします。

それともう一点、豊後高田から香々地に向かって粟嶋神社の1カーブ手前に、荒廃した土地と建物が建っております。あそこをうまく整備していただくと、あのカーブに差しかかったところから粟嶋公園が見えて、非常にいいんじゃないかと思えます。恐らく他人様の土地、建物であると思えますが、市が何か対策はとれないものかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 粟嶋公園の整備についての再質問にお答えいたします。

粟嶋神社周辺の環境美化についてでございますが、ご指摘のとおり、改善すべき点があるのは事実でございますが、神社の管理は神社側でありまして、地元とよく相談をしながら、市でできる周辺の環境整備を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、粟嶋公園手前の岬にあります家屋及び土地についてでございますが、議員ご指摘のとおり管理ができておらず、荒廃した状況が見受けられますので、今後、所有者の方々と連絡をとり、適正な管理をお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 3点目の、アンテナショッ

プについて再質問をします。

ことしの2月の初めに、視察で博多の「クワトロヨッチ」に行ってきました。3市1村の多くの加工品と特産品がセンスよく並べられておりました。また、ピーナッツを使ったイタリアンジェラートも大変おいしかったです。国東半島の知名度を高め、観光振興につながるように、ぜひとも成功してほしいものだと思っております。

そこで質問ですが、このアンテナショップは、来場者数、販売額とも目標数値を大幅に上回っている状態ということですが、具体的な数値がわかれば教えてください。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 広域連携による観光振興についての再質問にお答えいたします。

アンテナショップの来場者数、販売額等の具体的な数値についてでございますが、まず来場者数につきましては、2月末現在で5万6,859人となっております、当初目標の2万7,000人に対しまして約2倍となっております。販売額につきましては、1,873万5,964円でありまして、目標額の1,350万円に対しまして約1.4倍となっております。

また、オリジナルジェラートの中で、本市のピーナッツを使ったものが人気ナンバー1となっておりますし、特産品の売り上げにおきましても本市が一番となっております、2月末現在で特産品売り上げの44パーセント、これを本市の特産品が占めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 4点目の、インバウンド対策について再質問します。

本市のインバウンド対策への取り組みをお聞きしましたが、今、外国人観光客は大都市から地方に目を向けられているようであります。そして、それが本格化されるのは、2020年東京オリンピックが開催される年だと言われております。

問題は、幾ら積極的に広報して観光客を誘致しても、その対応ができなければどうにもなりません。一番は言葉です。インバウンド対策ですぐに外国語を習得することはできません。外国人観光客は観光するのはもちろんですが、日本の食べ物にも大きな関心を持っております。お店に入り、メニューを見て、日本語だけだったら、私たちは歓迎されていないのかなとがっかりするんじゃないでしょうか。ま

た、店内サインの非常出口とかトイレなど、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語対応が直ちに必要ではないでしょうか。また、言葉も、簡単な挨拶ぐらいはできるようなスタッフ教育も必要であろうと思っております。中国人は、食事がおいしかった、「ああ、ありがとう」という意味で、食べかすをまき散らすようであります。マナーが悪いとって腹を立てるのではなく、そういった文化を学ぶことも大事なことと思います。

インバウンド対策では、観光誘致、外国語対応とスタッフの教育、この3つの何が欠けてもだめだそうであります。インバウンド対策を成功させるためにも、担当課に頑張ってくださいますようお願いをいたします。

次に、旧庁舎跡地の活用について質問をいたします。

この件につきましては、昨年の9月議会で質問をさせていただきましたが、永松市長より、公園建設について詳しくご答弁をいただきました。整備されます公園のコンセプトとして、プラチナ通りを中心とする玉津地区に隣接していることもあり、跡地の公園は高齢者を始めとした市民の誰もが集い、元気に楽しく遊びながら健康づくりができ、また市道玉津海岸線のつけかえ工事により河川沿いのスペースも確保できるので、その部分で若い方たちも楽しみながら健康をつくるような空間も探しているとのことで、この公園は、本市の健康づくりの拠点として子供から高齢者まで幅広い世代に愛され、利用され、他市からも訪れていただけるような、豊後高田にしかないような魅力的な公園を目指しているという説明でありました。平成28年度の新年度から旧庁舎の取り壊しにかかるということでもありますので、早期の公園の完成を待ち望んでいるところであります。

28年度の当初予算では、旧農協の土地を購入する経費が計上されているようであります。これは、昨年9月の私の一般質問で要望としてお願いをした件であります。早速実現できることに大変喜んでおります。そこで質問であります。その取得した土地をどのように活用する予定か、また、その計画はできているのかお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 土谷議員ご質問の、旧庁舎跡地とその周辺を含めた整備計画についてお答えします。

本市の健康寿命について、大分県の最新の統計結果によりますと、男性が77.54歳、女性は83.14歳でございます。5年前と比べますと、男女ともに少しづつ伸びてる状況でございます。引き続き、全市民的な健康づくりが重要であることから、第2次豊後高田市総合計画の重点戦略プロジェクトである、まち・ひと・しごと“全力”創生プランの重点施策として、市民総ぐるみの健康づくりと健康寿命の延伸を掲げ、健康なまちづくりをさらに推進していくこととしております。そのためには、市民の皆さん一人一人が健康に関心を持って、楽しく健康づくりに取り組み、健康で長生きしてもらうのが一番だと思っております。

これまで、第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画に基づきまして、玉津海岸線を歩いてみたい歩道として、また玉津プラチナ通りを歩いて楽しい道路として整備を行ってまいりました。また、歩こう豊後高田大作戦事業や出張型の健康運動教室、地域サロンなど、各種健康づくり事業に取り組む中、年々参加者や自主的に歩く方々がふえ、健康に対する意識が高まってきていると感じているところでございます。

こういった中、旧庁舎跡地の整備につきましては、昨年第3回の定例会で市長がご答弁申し上げましたとおり、市の健康づくりの拠点として、高齢者を始めとした市民誰もが集い、楽しく遊びながら健康づくりができる魅力ある公園整備を計画しております。平成30年度末の完成を目指すところでございます。

また、公園の周辺整備においては、市民の皆さんがより健康づくりに取り組みやすい環境を整備していきたいと考えておまして、旧農協跡地を一体的に活用し、屋内の健康増進施設などの整備を検討しているところでございます。今後、庁内においては、健康4課を始め、関係各課により議論を重ね、より市民の皆さんが健康になり、長生きしていただけるよう、健康増進の拠点づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再質問をいたします。

このことは、市民から強く要望されておりますが、この土地は完成する公園から見て、間口が約40メートル、奥行きが100メートルの約4,000平方メートルの土地で、手前に駐車場のスペースを設けた温水プー

ルの建設にぴったりの土地ではないでしょうか。1階に温水プール、2階にフィットネスルーム等を設置すれば、まさしく市長の言われるように、このエリアが健康づくりの拠点になることは間違いないと思います。

先日、杵築市の温水プールに私は視察に行ってきました。ここは温泉水を引き、それを冷まして通年30度前後で管理していると説明を受けました。私は専門ではありませんが、温泉のある本市でもそのようなことができるのではないかと思います。杵築市のプールは、平成24年9月に完成し、平成26年度の利用実績数は2万7,000人を超え、市内の利用者はもちろん、市外からも多くの利用者があるようであり、豊後高田からも利用しているようでもあります。水泳による体力づくりだけではなく、お年寄りや障がい者の方のウォーキングプールとしての利用も多いようでもあります。

ことし、やっと新庁舎が完成し、移転したばかりで、予算の面では非常に難しいところがあると思いますが、近い将来に、ぜひとも計画をしていただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。また、現在のB&Gのプールと桂川の河川プールの利用状況等がわかれば、また、管理費用等がわかれば教えていただきたいです。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、土谷議員の再質問にお答えをいたします。

私も温泉プール、欲しいと思います。そういう面では、杵築、そういうところ、非常に財政的にもなかなか我々は追いついておりませんが、何とかそういうものができればということで、今後、大いに皆さんと検討しながら、市民のための憩いの場所であり健康の場所というもので大いに検討してまいりたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 再々質問でございますが、答弁は不要でございます。

市長の前向きなご意見をお聞かせいただいて、本当にありがとうございます。

また、既存の2つのプールの利用人数、すいません、質問忘れてましたね。

○市長（永松博文君） いや、後。

○7番（土谷信也君） いいですか。

○市長（永松博文君） 答えはあるようです。（笑

声)

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） 土谷議員の既存プール施設についての再質問にお答えいたします。

まず、真玉B&G海洋センター及び桂川河川プールの利用状況であります。平成27年度の実績で申し上げますと、真玉B&G海洋センターにつきましては3,574人、河川プールにつきましては5,752人です。

次に、管理費用につきましては、主な項目といたしまして、薬品等の消耗品費、水道代等の光熱水費、プール監視委託料等がありまして、平成27年度の決算見込みであります。真玉B&G海洋センターにつきましては730万5,000円、河川プールにつきましては、桂川ふれあいセンター全体の維持管理費といたしまして340万円です。

以上です。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） すいません、時間が迫っておりますので慌てておりました。

既存の2つのプールの利用人数を合わせれば、約9,000人を超しているようであります。その利用期間も、夏場の3カ月の間です。年間を通じますと数多くの方が利用されるんじゃないかと思います。管理費から見ても、新しいプールの1カ所になれば、今のお聞きした額にそれほどの上乗せにもならないのではないかと思います。

それともう一つ、これもまた近い将来、私もお願いをしていますが、今の新しい市役所の駐車場の奥にあります旧ライスセンターの跡地でございますが、この土地を見たら、豊後高田には大きいスポーツイベント、それから武道の大会、それから文化の大会、そういうのができる場所がないということで、さっき言いましたように、やっと市役所ができて、多額の経費も要ったわけでございますが、大きい避難所にもなりますし、仮の名前で言わせていただくと、スポーツ文化センターというようなものが豊後高田市には必ず必要だと思いますので、またその時期が来ましたら強く要望させていただきますので、よろしくお願いをします。

次は、ふるさと納税について質問をします。

私がこのふるさと納税について質問したのは、最初は平成23年の12月議会でありました。その後、何

3月15日

回か質問をしましたが、寄附額が伸びたのは全国的にでもあります。本市でも特に平成27年度は、課長を始め職員の努力により驚異的な伸びを見せているようであり、本市でのふるさと納税制度導入後の寄附額の推移についてお聞きします。

2点目に、いただいたふるさと納税を今後どのように活用していくのか、お伺いします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。
○企画情報課長(藤重深雪君) 私から、ふるさと納税についてお答えいたします。

議員ご質問の寄附額の推移についてでございますが、国において、ふるさと納税制度が創設された初年度、平成20年度の寄附額は28万円でしたが、平成21年度から平成23年度までは100万円台で推移しております。その後、平成24年度には265万円、平成25年度には367万3,000円と年々増加傾向となり、平成26年度には返礼品の充実に図ったことによりまして、前年度の約9倍、3,243万8,000円のご寄附をいただいたところでございます。

本年度におきましては、国が税金控除額の拡充やワンストップ特例制度を創設したこと、また本市におきましても、ふるさと納税特設サイトの開設や返礼品の大幅リニューアルを行ったことなどによりまして、2月末時点では前年度の約3倍、初年度の約341倍の9,534万7,100円と、大幅にふえております。全国からのご寄附に加え、心温まる応援メッセージも添えていただきまして、大変感謝してるところでございます。

2点目の、寄附金の今後の活用方法についてでございます。

皆様方からお寄せいただきましたご寄附は、地域振興基金に積み立て、救命救急用品購入や学校図書購入、子供たちの情操教育に係る遊具の充実など、地域の元気づくり、安心安全な暮らしづくりに活用させていただいております。

平成28年度におきましても、魅力あるまちづくりに資するため、引き続き、教育の振興や子育て支援などの地域を担う人づくり、高齢者の福祉向上などの地域の安全づくり、そして地域振興や産業振興などの地域の元気づくりなどに有効活用させていただきたいと考えております。具体的には、外国語指導助手招聘事業、病児・病後児保育事業、安否確認見守りネットワーク事業、カーブミラーなどの設置修繕などを行う交通安全施設の整備、市民が集うイベントで使用するテントなどの購入、そして定住促進

パンフレットの作成など、29事業、6,584万2,000円を活用させていただきたいと考えております。

また、今後の展開といたしましては、図書館におけるふるさと応援文庫の創設につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 再質問をいたします。

今、答弁をいただきましたが、自主財源が乏しい本市にとりましては、ふるさと納税は貴重な財源確保策になることはもとより、返戻品の発注により、市内業者に与える経済波及効果や、本市の魅力や特産品などを全国に広くPRをすることができ、大変効果の高い施策だと思います。今後も寄附金のさらなる増額を目指していくことが重要だと思いますが、今後の市の施策についてお尋ねします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 土谷議員の再質問にお答えいたします。

寄附金の増額を目指した施策についてでございますが、返戻品とご寄附をいただく取り組みの2つをさらに充実させていきたいというふうに考えております。

返戻品につきましては、本制度本来の目的に沿ったふるさとに対する思いにお応えするために、今月1日から新規返戻品として、ふるさと安心見守りサービスの提供を開始いたしております。

これは、市内全ての障がい者就労支援施設5施設にご協力いただき、遠方にお住まいで、なかなか帰省できない方々にかわりまして、市内にお持ちの空き家の庭やお墓の掃除などを行うものでございます。

寄附者の方には、大切な財産の管理や先祖供養ができ、大変注目を集めるサービスになるのではないかと考えております。このサービスを通じまして、ふるさと納税制度の推進にとどまらず、施設を利用される皆様の社会参加の促進が図れるなど、さまざまな効果が期待できるものとも思っております。

また、魅力的な返戻品を数多くそろえることによりまして、本市の魅力や特産品などを全国に広くPRできるとともに、寄附金の増額が期待できますことから、これまでと同様に、現在、平成28年度の返戻品を提供していただける協力事業者を、ホームページ、市報などを通じて募集させていただいております。

さらに、今後の新たな展開といたしまして、市が

特定の政策推進など、ふるさと納税の使い道をあらかじめ限定して、それをプロジェクト化してPRを行い、趣旨にご賛同いただいた全国の方から寄附を募る「ガバメント・クラウド・ファンディング」の手法も取り入れ、寄附金の増額を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） ふるさと納税について、再々質問をいたします。

寄附金のさらなる増加に向けた施策についてご答弁をいただきましたが、最近では、法人からのふるさと納税が取り沙汰されています。この活用についても寄附金の増加につながるものだと思いますが、市としてこの制度をどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） 土谷議員の再々質問にお答えいたします。

法人の寄附についてでございますが、現在、国において、企業版のふるさと納税の創設が検討されております。これは、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄附について、法人住民税、法人事業税などの税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方を応援するというものでございます。

本制度の効果といたしましては、企業の創業地への貢献や、地方創生事業に取り組む地方への貢献の促進などが上げられます。

本制度の活用には、地方創生計画を策定し、国の認定を受けることが要件となるようでございます。現時点で、国において詳細が決定しておりませんので、今後の動きを注視し、本市の地方創生に資するよう、本制度の活用を視野に前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 最後の教育行政についてでございますが、もう時間が余り残っておりません。質問の途中になるかと思っておりますので、この質問については取り下げさせていただいて、今度は6月議会のほうでまた質問をさせていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 議席番号8番、新政会の近藤紀男でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、学校で行うフッ化物洗口のみ質問をいたします。午前中、甲斐議員もフッ素洗口について質問をしておりましたので、重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

虫歯予防の一つとされていますフッ化物洗口のガイドラインなど、これまでの国の施策とともに、平成25年には、大分県歯と口腔の健康づくり条例が公布されております。本市の学校現場では、歯磨き指導や食に関する教育に力を注いでいるとお聞きしておりましたが、来月4月よりフッ化物洗口を市内小中学校全校で集団実施することを各学校に通知しております。

私は、平成20年3月議会の一般質問におきまして、このフッ化物洗口は、その有効性、安全性について、長年にわたり賛否の論争が続いていること、そして疑わしきは実施せず、教育活動を行う場にこうした医療行為を持ち込むべきではないということを訴えてまいりました。したがって、私はフッ素洗口には反対の立場であります。

しかしながら、この質問通告書を提出しました2日後には、もうすでに、私の居住区、桂陽小学校でも保護者の説明会が実施をされておりました。今回の質問に際し、実施を目前にして、私も正直、質問の仕方も迷う部分もありました。きょうはなるべく保護者への不安を与えるような発言は避けながら、しかし、自分の資料に基づき、ただすべきこと、言うべきことはしっかり行い、教育活動としての虫歯予防の大切さも訴えていきたいと思っております。

まずは、1点目の質問であります。これまで保護者に事前に配付されております県教委発行のパンフレットには、平成25年における全国12歳児の虫歯本数で、大分県は1.7本、全国ワースト3位となっております。大分県全体ではこのようになっておりますが、本市では、学校現場での児童生徒の虫歯予防の取り組みはどのようなことを行ってきたのか、また、過去3年間の12歳児1人平均虫歯本数の推移と、全国及び県平均の比較状況、そして県内18市町村の中で本市はどのようになっているのか、お答えください。

2点目の質問であります。午前中の質問にもありましたが、洗口の実施に際し、洗口液を薄める希釈等はどうしていくのか、また、学校でのフッ化物洗

3月15日

口の実施に際し、今後のスケジュール等はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

3点目の質問であります。国のガイドラインや、大分県の歯と口腔の健康づくり推進条例逐条解説では、フッ化物洗口の実施に際し、幼児や児童の個々の体質を考慮する必要があることから、本人や保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性及び懸念される事項について十分に説明し、同意を得て行うこととされております。この具体的方法、期待される効果、安全性及び懸念される事項とはどのようなことなのか、そして保護者への同意はどのようにして求めていくのか、お答えください。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 学校で行うフッ化物洗口についてお答えをいたします。

これまでの学校現場での虫歯予防の取り組みについてですが、給食後の歯磨き指導、そして、よくかんで食べることや、間食のとり方、糖分コントロールなどの食育指導を実施してきたところであります。そして、市の歯科医師会におきましても、1歳児半検診や3歳児検診でフッ素塗布を実施していただいております。その成果として、虫歯の保有率は随分と減少いたしました。

その虫歯数の推移についてですが、平成24年度が1.4本、平成25年度が1.23本、平成26年度が0.98本と、徐々に減少をしております。全国や県平均との比較でも、いずれも虫歯数は減少しておるところでございます。

虫歯につきましては、現在、治療から予防へと医学が進み、今の子供たちが80歳、90歳になっても、健康な歯と体であってほしいという願いと、その取り組みから、今回、大分県教育委員会の指導の下で、豊後高田市でもフッ化物洗口の導入を決定をしたところであります。

フッ化物洗口の希釈につきましては、豊後高田市薬剤師会の全面的な協力をいただきまして実施をすることにしております。

また、今後のスケジュールにつきましては、平成28年4月末導入に向けて、豊後高田市歯科医師会、市薬剤師会、学校職員、PTA代表、さらにはウェルネス推進課、北部保健所豊後高田保健部からなる「豊後高田市歯の健康推進協議会」を設置いたしまして、園児、児童生徒の虫歯予防につきまして、さまざまな角度から検討をしておるところであります。

その中で、教育委員会も、この学校でのフッ化物洗口の実施方法などを検討してきたところでございます。

さらに、PTA連合会、各学校PTAなど、保護者への説明会を現在開催をし、そして、その意義についてしっかりと丁寧に説明をしながら、フッ化物洗口の実施に向けて進めておるところであります。

具体的な方法につきましては、教職員指導の下で、10ミリリットルの洗口液で約1分間程度の洗口を行い、口の中の全ての歯に満遍なく洗口液が行き渡るように行うようにしております。

さらには、期待される効果につきましては、歯と歯茎が丈夫になり、そして虫歯にもなりにくくなると、そういうふうに使われておるところであります。

近年では、虫歯治療のリスクなどを考え、虫歯の治療よりは、むしろ予防歯科の取り組みが本格化しております。虫歯予防の基本は、歯磨き、食育指導、そしてフッ化物利用の3つと言われております。このことをしっかりと実施することが大切だと考えております。

フッ化物洗口の導入に当たりましては、安全性や懸念される事項を保護者説明会で映像や詳しい説明資料、さらには歯科医師の方々の参加と助言をいただきながら、十分に説明をし、保護者の方々の理解を得た上で進めてまいります。同意書につきましても、事前に希望調査表をお渡しして、ご理解をいただき、実施するようしておるところでございます。

子供たちが21世紀を生き抜いていくために、そして体全体の健康にも大きく影響すると言われております口腔内の衛生を保つためにも、今回、導入の決定をしたところでございますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） それでは、①項の再質問を行います。

ただいまのご答弁では、ここ3年間、全国及び県の平均とも比較して減少していることでありました。私も調査を行いました、県内18市町村の中では、この3年間、姫島村がトップであります。ご答弁いただきましたように、本市は、平成24年が1.40本で県内の3位であります。25年が1.23本で県内の5位であります。そして平成26年が0.98本で県内の2位であります。この数年内、大きく改善され、本市では県内でもトップクラスであるというふうに思っ

おります。

先程、県教委のパンフレットの件事を取り上げましたが、多分、市教委もお持ちであろうとは思いますが、このパンフレットでございます。このパンフレットの左上部に、47都道府県の12歳児の平均虫歯本数がグラフで示されております。ここには、フッ化物洗口実施の有無の記述はありませんが、先程申し上げましたように、大分県は1.7本で全国45位であります。1位は、長年フッ化物洗口を実施しています新潟県が0.6本で1位であります。2位は、本数がほぼ同数の広島県であります。広島県はフッ化物洗口を実施しておりません。そして九州管内の1位は、佐賀県の0.8本で全国の9位であります。佐賀県はほぼ100パーセント、フッ化物洗口を実施しております。豊後高田市は一昨年0.98本で県内2位でありました。フッ化物洗口をしている佐賀県の0.8本と比較しても、さほどの差は感じられません。そして、全国平均の1.03本も下回っております。

そこで、質問であります。本市でフッ化物洗口をしなければならない、その必要性とはどのようなことなんでしょうか、お答えをいただきます。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、近藤議員の再質問にお答えいたします。

虫歯予防の基本は、先程教育長が答弁いたしました。が、歯磨き指導と糖分コントロール等による食育指導、そしてフッ化物利用の3つがありまして、この3つの対策を同時に行うことが、虫歯予防に最適であるということになります。

学校では、虫歯予防といたしまして、歯磨き指導や食育指導を行ってまいりましたが、歯磨き指導や食育指導にも限界があるとされ、大分県教育委員会では来年度の重要な取り組みといたしましてフッ化物洗口の推進をしていくことになり、本市においても4月から導入をすることとなりました。フッ化物洗口を実施することで子供たちの虫歯を予防し、将来にわたって健康な歯と口腔を維持し、子供たちが明るく健やかに成長する社会の実現を目指すよう、これからも取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 再々質問ではありませんが、ただいまのご答弁で、導入の必要性につきましては大分県教委の重要な取り組みであるということが、

ただいま示されました。このことは他市のことにも関連しますので、次の3項で触れていきたいと思っております。

次に、2項目めの再質問であります。

まずは、一つ目であります。洗口液の希釈は薬剤師会に委託しておりますが、これは薬剤師等の資格を持つ資格者が行うべきだという認識でよろしいでしょうか。

2点目の質問であります。これまでの説明会等に参加できていない保護者の対応はどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、近藤議員の再質問にお答えいたします。

洗口液の希釈につきましては、薬剤師会の薬剤師の方々が行っていただきます。

次の、保護者会に参加されなかった保護者についての対応であります。現在、保護者会を実施しておりますが、参加されなかった保護者の対応ですが、保護者会の折に、フッ化物洗口の説明資料と啓発用のリーフレットを配付しております。参加できなかった方につきましては、学校を通じて配付をし、導入の趣旨、実施方法につきましてご理解をいただくよう努めております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） この項については再質問はいたしません。ただいまのご答弁で、洗口液の希釈は薬剤師が学校前に行っていくと受けとめます。また、説明会に参加できなかった保護者の対応も、しっかり行っていただきたいと思っております。

それでは、まず3項の再質問であります。

先程ご答弁ありましたように、来月からの実施に向けて、すでに保護者の説明会が開催されております。そこで、今、大事なことは、保護者に薬剤の種類やその内容等、実施に関する大切な情報をいかにして正確に伝え、その判断を仰いでいくことだと思っております。

通常、医薬品は一般的に、使用者が薬を正しく使用するよう、薬剤には効能や効果、用法及び容量、使用上の注意など、大切な情報が書かれた説明書、添付書類がつけられております。使用者にその内容が確実に伝達されるよう、わかりやすく正確に記載

3月15日

されております。そして、これは唯一法的根拠のある薬の情報であるとも言われております。

フッ化物洗口に用いられますフッ化ナトリウムは、ミラノールとオラブリスという2種類の薬剤であります。そこで、再質問であります。保護者に対し、自分の子がどんな薬を使用してうがいをするのか、この薬剤の基本的事項を記した添付書類を今からでも保護者へ配付すべきと考えますが、お答えいただきたいと思っております。

2つ目であります。本市のフッ化物洗口実施計画の中でも、想定される緊急時の対応も検討されておりました。日本弁護士連合会が、2008年、2009年に行っています教職員や保護者を対象としたフッ化物洗口についての面談調査では、吐き気や喉や胸の不快感を訴えたなど、フッ化物洗口による急性中毒症状と疑われる幾つかの事例が紹介されております。こうしたことはごくまれかもしれませんが、週1回、年間40回も行うわけでありますから、万一事故等があった場合、児童生徒の安全配慮義務を考えれば、その責任の所在は市教委にあると考えますが、どうでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、再質問にお答えいたします。

使用するフッ化ナトリウムの説明が保護者に必要ではないかというご質問ですが、本市で使用するフッ化ナトリウムはオラブリスであります。各学校では、新年度、保護者向けに実施のお知らせをする際に、使用するフッ化ナトリウムについての記載をする予定であります。

次に、フッ化物洗口の有効性や安全性につきましては、WHO世界保健機関、厚生労働省、日本歯科医師会学会など、各専門機関等が一致して認めております。過去40年以上にわたる国内の実践におきましても、また、現在、全国で約100万人が利用していることなど、フッ化物洗口の安全性は十分に確保されております。

さらに、学校におけるフッ化物洗口は、学校保健計画に位置づけられ、健康教育の一環として実施されるものでありますので、仮に有害作用が生じた場合は、学校管理下の下で適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 最後の質問となりますが、答弁は求めません。最後に自分の意見を述べたいと思っております。

いずれにいたしましても、我が子にフッ化物洗口をさせるか否かは、最終的には保護者の判断によることとさせていただきます。私は何人かの保護者にどうするのかお話を伺いました。ある保護者からは、「自分の子にその必要性を感じなくても、皆がするようであれば、自分の子供だけをさせないことにはやはり不安がある」と申しておりました。そうした戸惑いの声も聞いております。このことを聞いて、皆さんはどう思われるのでしょうか。そもそも一律にできないことを学校でやらせることに問題があるように思います。

現在、県内において学校でフッ化物洗口を実施しているのは、津久見市、姫島村、佐伯市では支援学校のみ、そしてモデル校の一部の学校であります。県全体の実施率はまだ3パーセントであります。

そこで、先週の金曜日、議案質疑の当日に各議員配付されました定例会提出資料であります。この7ページの14項、県内市町村におけるフッ素洗口の導入状況（県内の学校でフッ素洗口を導入している市町村名）であります。ここには、別府市、津久見市、杵築市、国東市、姫島村の5つの自治体が記載されています。ここでは、ただいまの津久見市、姫島村のみが全校で実施されています。あとはモデル校の実施だと思いましたので、別府、国東、杵築の市教委に電話をして確認いたしました。

別府市では、現在、学校では実施しておりません。幼稚園のみの実施となっております。恐らくここでは学校内に併設されている幼稚園も加味されたものと思っておりますが、学校での実施は、来月、新年度の4月から小学校1年生のみを対象として実施するそうであります。また杵築市では、現在、立石小学校の1校のみがモデル校として実施されております。そして国東市では、旭日小学校の1校のみがモデル校として実施されております。また、このほか、中津市では、チケット制ということにしています。学校で行うのではなく、フッ化物洗口を希望する児童は最寄りの歯科医にそのチケットを持っていけば無料で行えるようにしております。

先程、本市のフッ化物洗口導入の必要性について、大分県教委の重要な取り組みとのご答弁とありましたが、他の自治体では、こうしたように慎重の上に

も慎重を期して検討し取り組んでいることがうかがえると思います。実施が目前でありますので、ここに至っては今さらの感は否めませんが、私は、行政として他市の状況も見きわめながら、もう少し選択肢も広げて検討すべきではなかったかと思っております。

横浜市に横浜市立中尾小学校という学校があります。昨年の児童数は343人です。ここは生徒の95パーセントに虫歯が1本もありません。フッ化物洗口等はしていないということでありました。私は、これは本当なのか、もしそうだったらどんな取り組みをしているのかと思ひまして、ここにも電話をして確認をいたしました。フッ化物洗口はしていません。この学校では、学校歯科医が月に一度は学校に来て、児童一人一人の歯のチェックやブラッシングの指導、そして保護者をも巻き込んだ全校挙げての地道な取り組みでありました。そして全国には、ここだけではありません、先程の広島県や、フッ化物洗口をほとんどしていない東京都や神奈川県、埼玉県などでは、全国でも虫歯本数が少ない上位のクラスとなっております。

本市では、来月4月末から全校でフッ化物洗口が実施となります。これからの実施状況やその後の検証も含め、今後も質問を重ねていきたいと思っております。このことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 議席番号2番、新政会、中尾 勉でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1件目、寒波による水道管破損被害状況についてでございます。

県は、2月2日、1月下旬の記録的な寒波の直撃を受け、県内では5市町の2万8,243世帯、7万288人が、断水や給水制限の影響を受けたと発表いたしました。内訳は、中津市、2万5,080世帯、6万3,190人。宇佐市、1,560世帯、3,282人。杵築市、1,000世帯、2,380人。日田市、599世帯、1,429人。九重町、4世帯、7人でした。

今回の寒波は、特に県北各地で水道管の損傷を引き起こしました。自治体が住民への注意喚起を徹底し、各家庭が対策をとっていれば、また、もっと情報提供をしてほしかったなどの声が上がっております。

幸いにも、本市においては、かなり厳しい状況ではあったものの、課長を中心に職員の方々の、緊急時の、昼夜、そして休日をとらぬ献身的な対応、市内管工事業組合指定工事店の皆様の迅速な修理体制により、断水は回避できました。関係者各位に感謝と敬意を表したいと思います。

そこで、質問でございます。1点目、水道管破損件数、修理体制について。2点目、破損による漏水量、水道料金の減額方法、使用者への周知方法について。3点目、水道管凍結防止の注意喚起・情報提供について。4点目、危機管理体制、警報システムについて。

1回目の質問は、以上です。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長（大力雅昭君） 中尾議員の寒波による水道管被害状況についてのご質問にお答えいたします。

新聞等でご承知のとおり、本年1月24日から25日にかけての異常寒波によりまして、県北中心に断水等による被害が多発いたしました。本市では25日の午後から宅地内の水道管の凍結による破損が原因で漏水が発生し、貯水池の水位が急激に低下したことによりまして、一部の地域では水の出にくい状態となり、給水世帯の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

市では、昨年12月の市報及び本年1月19日のケーブル告知放送によりまして、事前に水道管の凍結予防対策について注意喚起を行ってまいりましたが、今回、予想以上の寒波によりまして、多くの被害が発生してまいりました。

そうした状況の中、市では、いち早く、今回の原因を空き家からの漏水と想定し、1月25日には副市長を中心とする関係課によります対策会議を実施し、26日にかけてケーブル告知放送による注意喚起を行いました。

また、職員につきましては、26日の早朝まで空き家情報の洗い出しを行い、早朝から担当課職員に加え、水道課経験のある職員の応援を受け、16名、8班体制で、空き家の給水栓を閉める作業を実施し、26日中には終了することができました。

また、給水区域の自治委員や民生委員の皆さんにもご協力をいただき、各地区の空き家等からの漏水の情報提供をお願いするとともに、給水区域の皆様にも、節水へのご協力についての告知放送と、広報車でのお願いも行ったところでございます。

3月15日

こうした早期の対応が、断水という最悪の事態を回避できた最大の要因ではなかったかと考えております。

今回、節水にご協力をいただいた市民の皆様や企業の皆様方、また、情報提供にご協力いただいた自治委員や民生委員の皆様方、昼夜を問わず復旧作業に当たってくださった豊後高田市管工事協同組合及び指定工事店の皆様、また、議員を始め多くの水道関係者の皆様方のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

ご質問の破損件数につきましては、指定工事店への聞き取りと市職員の現地調査では、個人の水道施設を含めて約700件の漏水被害が発生しました。その内、市が管理しています上水道、簡易水道につきましては、212件でございます。また、上水道、簡易水道合わせた漏水量につきましては8,793立方メートルと推定しております。

この漏水によります水道料金の減額につきましては、豊後高田市水道事業給水条例の規定に基づき、使用水量の認定を行い、漏水に相当する部分の減額を行うようにしております。そのため、本年1月及び2月の検針により異常水量が判明した世帯や、漏水発生の連絡を受け、現地確認を行った世帯の方を対象に、今回、減額の認定通知文書を送付させていただきました。

今回の被害が最小限におさまった要因の一つとしましては、昨年度、耐震改修事業により整備しました第1配水池の容量の拡大や、本年度整備しました遠隔監視システムの活用も大きかったのではないかと感じております。この監視システムにつきましては、インターネット回線によりまして、複数の職員が同時に施設の稼働状況と水源地や貯水池の水量の監視が24時間可能で、今後の活用が期待できるものでございます。

水道水の供給は、市民生活を送る上で最も重要なライフラインであります。市としましては、今後も引き続き安全安心な水の供給ができるよう、関係者一同、全力で取り組んでまいりたいと考えていますので、今後とも皆様方のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) ご答弁の中に、件数700件、これは市内全体でございますが、非常に大変な件数だというふうに思っています。

そこで、再質問でございます。対策会議を開いて、

空き家について非常にすばらしい対応だったというふうに思います。空き家を含めた破損の多かった地域、それと、空き家等もかなりあったのではないかなと思うんですけど、その辺の数について把握していればご答弁をお願いいたします。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長(大力雅昭君) 空き家に関する再質問にお答えいたします。

今回、377戸の空き家を調査いたしまして、その内の59戸から漏水を確認しております。

今回の水道管の破損につきましては給水区域全域で発生をしております、漏水をとめた空き家につきましては給水区域内に点在をしていたため、破損が多かった地域に特に空き家が多かったというわけではございません。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 空き家といっても、水道はとめていない、維持管理のために閉栓はしていないということで、非常にすばらしい対応だったというふうに思っています。

次に、2点目、かなりの漏水量ということで、上水道合わせて約8,000トン、1日の排水量から思いますと約2日分の排水が短時間で漏れ出たということでございますが、このお金に換算は不可能、もともとこれは徴収できないわけですから、どのくらいの金額になるのか、お知らせをお願いいたします。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長(大力雅昭君) お答えをいたします。

先程のご答弁をいたしました漏水量の8,793立方メートルに相当します金額につきましては、全体で114万3,090円と試算をしております。この金額が今回の漏水によります減額の対象となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) かなりの額になりますけれども、減額の対象ということでございますので、対処のほうをよろしくをお願いいたします。

3点目、注意喚起についての部分ですけども、ケーブルの告知放送それから市報という形での告知というふうに答弁にありました。直接やはり市民に危機感を訴えていくには、やはり広報車で直接、寒い時期ではありますけども、部屋を閉め切っている場

合もあります。聞こえにくいという部分もあるかとも思いますけども、やはり職員が一体となって市民に訴えていくというこの広報車の注意喚起について、なぜできなかったのか、ここら辺についてお聞きをします。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長(大力雅昭君) お答えいたします。

広報車による注意喚起に関する再質問でございますが、事前の注意喚起につきましては、市内全域への告知が必要であろうというふうを考えまして、今回は市報の掲載とケーブル告知放送での水道管凍結防止対策についてのお知らせを優先させたところでございます。

また、先程ご答弁しましたが、1月25日から告知放送によります被害発生状況並びに節水へのご協力につきましては、配水池の水位の低下で水の出が悪くなる恐れのある高台の地域を中心に、広報車による注意喚起も行ったところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 従来はやはり広報車による注意というかお知らせというのも大切だろうというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

4点目の再質問でございます。新しい庁舎になりまして、従来は電話回線を使った監視盤というものが設置されているものというふうに思っていましたけども、従来の警報管理システムがインターネットを使った形の警報システムに変更されております。その理由についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長(大力雅昭君) 管理システムについての再質問にお答えをいたします。

従来の管理システムにつきましては、専用端末で特定の場所での監視作業が中心でありましたが、本年度導入しました遠隔管理システムにつきましては、インターネット回線を利用することで、対象施設の稼働状況や故障の発生を監視場所や時間に制限されずに、複数の職員が同時に監視できるシステムとなっておりますので、水源地や貯水池等の現状をリアルタイムで監視するには最適なシステムであると思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 私も市役所のOBということで、水道にずっと携わってきました。技術的な部分については、やはり暗黙知という言葉があるわけですが、暗黙知とは、表現の困難な知恵や知識という部分で、一般的に暗黙知の多くは経験が主流である。整理されたものではないということで、何が言いたいかといいますと、やはり水道の技術というのは一長一短には育たない。やはり経験を重ねることによって、それからまた、先人の方々からの技術の継承を受けて、初めて体に備わっていくものというふうに思っています。

現在は、パソコンやインターネットと非常に便利になり、データがデジタル化をされ、頭で記憶をする必要がなくなっているという形になっています。今回のような突発的な災害につきましては、現場での状況をみずから目で見て判断をする必要があるというふうに思っています。どうか日々の業務を積み重ねていただきまして、今回の寒波という非常に厳しい経験をしましたので、今後、安心で安全、そして安定したおいしい水の供給にご尽力をいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の質問でございます。労働安全衛生法の改正についてでございます。2014年6月25日に公布されました改正労働安全衛生法により、従業員50人以上の事業所において、ストレスチェック、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査が義務づけられました。2015年12月1日に施行となっております。

ストレスチェック制度は、近年、職場に発生するうつ病や適応障害などのメンタルヘルス不調がふえることを背景に、その一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を実施し、本人がその結果に基づいてセルフケアを行うこととあわせ、個々の労働者のストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを軽減するよう努めることを事業者に求めるものでございます。

また、ストレスチェック制度は、民間労働者に限らず、労働安全衛生法が適用されます地方自治体においても、労働者に実施することが義務づけられております。ストレスについては、何をストレスと感じるか、これは個人差がありますので、大変難しい問題ではあると思いますが、現実のワークバランスと自分の望んでいるバランスにずれがある人ほど、ストレス度が高いという結果もあります。

3月15日

これまで、ワークライフバランスとメンタルヘルス不調との関係については、数多くが指摘されていることから、やはり仕事と生活のバランス、これがメンタルヘルス不調の大きな要因の一つであろうと考えています。

今や、夫婦共働きは当たり前となり、日常に余裕やゆとりのない中で、みずからを顧みず働いた結果として体を壊すというのは、非常に深刻な問題だと思います。決して大都会だけの問題ではありません。

私も市役所のOBでございます。今の市役所の職場を見ますと、業務の違いはありますが、平日も遅くまで庁舎の電気がついているのも見ますし、週末には多種多様なイベントも開催されております。

これまで、市長を先頭に地域と協働した職員の皆さんの頑張りがあったからこそ、この小さな豊後高田市が全国的に高く評価をされているんだらうと思っております。しかしながら、今回の法改正に見られるような懸念が、本市においても見受けられるのではないかと考えております。市役所という事業所においては、ここでしっかりとした体制づくりをする必要があるんだらうと感じております。職員が健康で働きやすい職場環境をつくるには、常日ごろからの職場管理が重要であると思っております。組織全体の健康管理は容易なことではないかもしれませんが、日々の積み重ねが第一と考えております。役所でいうなら、当然日々の超過勤務の実態なども把握しているのしょうから、仮に職場によって偏りがあるなら、その都度、人員配置等も含めた見直しを検討する必要があります。何よりも1人の職員の過度の負担がかからないようにする事業主として、そうした管理徹底を再度この法改正により行う必要があると思っております。

この制度では、ストレスの高い労働者を発見した場合には、具体的に医師に面談や指導を実施するといった内容にもなっているようでございます。今後、本市の事業所の取り組みを進めると思われますが、マスコミのアンケート調査などによりますと、65パーセントが効果を期待する一方、半数近くが制度や手順がわかりにくいというふうに答えております。ストレスがない社会といったものが一番よいのではございますが、そのようなことは到底無理だと思っております。しかし、少しでも労働者が働きやすい職場といいますか、環境をつくっていくことが大変重要なことではないかと考えております。そのことを具体化させていく意味でも、ストレスチェックの

実施に向けては、市役所が率先して準備を進めるとともに、真の効果のあるものとして、他の模範となるような取り組みを行うことが必要と考えます。少し長くなってしまいました。

そこで、質問でございます。

1項目め、ストレスチェックの義務化に伴う本市事業所の現状把握について。

2項目め、自治体としての整備、それから実施時期をどのように考えているのか。

3項目め、職員がストレスチェックを受けやすくするための工夫について。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 労働安全衛生法の改正について、ストレスチェックの義務化に伴う本市事業所の現状把握についてのご質問にお答えいたします。

昨年12月1日に労働安全衛生法が改正され、常時雇用する労働者に対し、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックの実施と、高ストレス者に対する面接指導が50人以上の事業所に義務づけられました。

大分労働局にお伺いいたしましたところ、ストレスチェックにつきましては、メンタルヘルス対策が必要でありまして、実施後の相談体制の整備、医師等の面談の実施体制を各事業者で整備しなければならないとのことでした。このため、大分労働局では、50人以上の事業所に対しまして、メンタルヘルス対策の取り組みについてのアンケート調査を行い、現状を把握するとともに、労働基準監督署では、昨年8月と9月にストレスチェックの研修会を開催しておりまして、市内の事業者からも55社が参加したとのことでございます。

本年11月末にストレスチェックと面接指導の実施状況の報告を労働基準監督署に行う必要がありますが、現在、市内事業所におきましては、ストレスチェックの実施体制を準備している状況でありまして、今後、検査を実施していくとお伺いしております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長(佐藤之則君) 中尾議員の労働安全衛生法の改正についての2項目めと3項目めでありまして、市役所におけるストレスチェックの取り組みについてお答えいたします。

まず、実施体制の整備と実施時期についてでござ

います。今回、市役所職員に対するストレスチェックにつきましては、専門性や労働者のプライバシー保護の観点から、外部委託の方法により実施してまいりたいと考えております。その上で、国から示された基準等に沿って、今後は、調査内容や高ストレス者とされた者の面接指導の勧奨、アフターフォロー等の細目について、労使の代表等で構成する職員安全衛生委員会で調査、審議の上、決定していくこととしております。

実施時期についてでございますが、法施行の昨年12月1日から、1年以内の実施が義務づけられておりますので、できれば夏の職員健診時にあわせて、体と心のチェックを同時に行うという観点で実施していきたいと考えておるところでございます。

次に、ストレスチェックを受検しやすい職場環境の整備についてでございますが、これはもともこの制度の導入が全国的に精神障害、いわゆる心の病の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加したことによりまして、まずはみずからのストレスに気づくこと、そしてその後の対処につなげることを目的としたものでありますので、体の健診と同様に全職員が必ず受けるよう指導していきたいと考えております。

そして、健診時だけではなく、これは市の方針として常々私ども管理職職員が指示を受けておるところではありますけれども、職員のメンタルの状況は、近くにいる我々が常に把握できるよう注意していきたいと思っております。

また、何でも相談できる職場環境の改善に労使一体となって、引き続き全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） それでは、非常にデリケートな部分でございますので、プライバシーの部分とかいろんな部分、注意をしていただきたいというふうに思っております。

それでは再質問でございます。2項目めの部分について再質問いたします。

努力義務となっているストレスチェック結果、部署ごとの集計、分析による根本的なストレスの原因、組織なりというか、職場環境把握の具体的な方法についてどのように考えておられますか。お聞きいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 中尾議員のストレスチェックに関する再質問にお答えをいたします。

ストレス結果の部署ごとの集計等につきましては、厚生労働省基準に沿った中で、委託事業者により報告を受けるように予定をしております。その結果を受けまして、必要があれば所属長のヒアリング等、適切な方法で原因把握に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 同じく2項目めの再々質問を行います。

原因の把握後の職場の課題を踏まえた改善策というか、どういうふうに対応していくかをお聞きいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 中尾議員のストレスチェックに関する再々質問にお答えをいたします。

これにつきましては、私どもも初めての取り組みになります。原因につきましては、内容などにつきましてもさまざまなケースがあろうかと思っております。そういった個々のケースに応じて、基本的には仕事にやりがいを感じられ、気兼ねなく相談もできる、そういった職場環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） ありがとうございます。

人間はアイデンティティー、自分自身の心、迷いどころといいですか、支えるためのいろんな柱を持っております。その柱が仕事であり、仲間であり、家族であり、趣味だろうというふうに思っております。ワークライフバランスの調和がとれてる人、仕事でのストレスが大きくなり、仕事の柱が折れても他の柱がしっかりと支えてくれます。しかし、忙しすぎて仕事以外の柱が細くなり、削減してしまっている人は、仕事の柱が折れたときに支えるものがなくなるメンタル不調に陥っていくということでございます。また、何か強いストレスや不安を感じた際には、1人で抱え込まず、他人に話すことにより、心の改善が図られるものと思っております。なかなか家族との会話する時間が減ってしまうと、これもまたメンタルヘルス不調の1つの要因というふうになるかと思っております。そう考えると、職場環境というのでは、大変重要なものであり、このストレス社

3月15日

会を乗り切るためには、身近な人間関係をしっかりと構築すること、そしてみんなが支え合っていくことが大切なことではないかというふうに考えております。

今回のストレスチェック制度というものが、このことを見詰め直すよいきっかけになったのではないかと考えています。このストレスチェックでは、職場における心身のストレス反応を確認することはできますが、ストレスの原因となっているであろう組織、就業内容、職場環境までは把握できないもの、なかなか容易なものではないかもしれません。しかしながら、その人個人の状態を確認するための手段として、実施した後は、その先にある本質的なもの、特に超過勤務の縮減であったり、過重労働の改善など、仕事と生活の調和を図り、労働者のストレスを和らげることのできる具体的な取り組みを、市として他の民間企業の模範となるべく、積極的に行ってくださいをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。

新庁舎もできまして、市民の皆さんもマイホームができた、我が家にマイホームが建ったというような喜びでおるように感じております。そして、これからの豊後高田市の未来に大きく夢を膨らませているところでございます。

さて、昨年6月に公職選挙法が改正をされまして、18歳以上の若者に選挙権が与えられ、ことしの夏の7月の参議院選挙から投票ができるようになります。そこで、選挙権が与えられた18歳以上の若者に対する模擬議会の開催についてお尋ねをいたします。

若者の政治離れが叫ばれている今日ですが、新市制10周年、そして新庁舎完成、70年ぶりのこの公選法の改正といういい機会を捉えて、この若者の政治への関心、意識を高めたらと思うが見解をお聞きをします。

それから、これからさらに進んでいく少子高齢化の中で、これからの社会を担っていく若者に、当事者意識を持ったまちづくりを参加してもらう。そこで、模擬議会の中で、若者が住みたいまちづくり、これからの社会のあり方、少子高齢化を乗り越え、新しい社会をつくっていく、そういうことを議題に語ってもらい、これからの豊後高田市のまちづくり

の参考にしてはどうかと思いますが、ご見解をお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、模擬議会の開催についてのご質問にお答えをいたします。

昨今の選挙の投票率の低下というものは、政治離れと特に若い世代の政治への関心の低さをあらわしているものといえます。総務省と文部科学省が共同で作成した高校生向けの副教材であります「私たちが拓く日本の未来、有権者として求められる力を身につけるために」この中にも模擬議会の想定もございまして、全国的には幾つかの事例があるようでございますし、模擬投票をやっている例もございまして、議員ご指摘のように、若者が政治や行政に対する関心を高め、まちづくりにかかわってもらうことは大変重要なことであります。そういう面では模擬議会もいいことでありますし、またこのまちづくり等についての若者と議論をするというのも非常にいいことであると思っております。

議員ご指摘のように、若者が政治や行政に対する関心を高め、まちづくりにかかわってもらうことは大変重要なことであります。そういう面では模擬議会もいいことでありますし、またこのまちづくり等についての若者と議論をするというのも非常にいいことであると思っております。

今回の対象となります18歳以上の若者、これは本市では高田高校の高校3年生の生徒さんが該当します。そういう面で、模擬議会がいいのか、それとも市議会を傍聴していただくのがいいのか、それとも先程申し上げました、議員ご指摘のように、市政についての懇談会を設けて、そして若者にまちづくりについての議論をするのがいいのか、そういうものについてどれがいいのかを高校とも協議してみたいと思っております。そしてまた、この生徒さんが一番いい、一番政治や行政に関心を持てる、そういうふうな方法で、そしてまた、投票すると同時にまちづくりに何らかの形で携わってくれるようになれば非常にありがたいと思っております。高校とよく議論をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 大変前向きなご答弁をうれしく思っています。なぜ私がこの模擬議会というようにこだわったかといいますと、先程にもちょっと触れましたが、まだ全国的にも多くなされていない現状もございまして、そして、新市になりまして10周年という記念すべき年でもあります。それから、公選法が20歳から18歳になった70年ぶりの大きな変わりどきであります。そういう意味を込めまして、この新しい議場ですのと、傍聴するのと、新しい高田について語るのとは大きく意識も違うだろうと

思いますから、18歳になったといいますと、高校3年生か2年生ぐらいになるのかと思います。その18歳、19歳ぐらいを中心にしながら、ぜひこの議場でしっかりとこの高田の現状を把握をしていただいて、できる政策と希望の持てるビジョン、政策を語っていただきたいなというように思っていますので、ぜひさらなるご検討をお願いをいたしまして、2点目の質問に入ります。

インバウンド、訪日外国人でございます。インバウンド、それからグリーンツーリズムのさらなる受け入れについてお尋ねをいたします。豊後高田市まちづくり会社の積極的な取り組みをいただき、国、県の地方への誘客の取り組みの中で、インバウンドやグリーンツーリズム、あるいはツーリズムでの豊後高田市の来訪者は、非常に多くなっているなというように思っています。その現状とさらなる取り組みや積極的な誘客促進についてのご見解をお聞きをいたしたいと思っております。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) インバウンド及びグリーンツーリズムのさらなる受け入れについてのご質問にお答えいたします。

初めに、インバウンドの取組状況についてでございますが、別紙の資料にありますように、宿泊で本市を訪れた外国人の方は、平成26年の1年間で1,903人だったものが、平成27年には2,954人と前年対比で55パーセント増となっております。国別では韓国からのお客様が2,322人と群を抜いて多い状況となっております。その他、インバウンド対策の状況につきましては、先程土谷議員にご答弁申し上げたとおりでございます。

次に、グリーンツーリズムの取組状況についてお答えいたします。グリーンツーリズムにつきましては、豊後高田市グリーンツーリズム推進協議会並びに豊後高田市観光まちづくり株式会社が主体となっております。市内42戸の農家民泊によります農林・漁業体験を中心とした教育旅行の受け入れを行っております。平成27年の受け入れ実績につきましては、17戸1,956人の中学及び高校生を県外から受け入れております。また、外国人観光客の受け入れにつきましては、大学などと連携しまして、225人の受け入れを行ったところでございます。

このグリーンツーリズムの活動は、単なる観光旅行とは異なりまして、農林・漁業を体験することにより、本市の山・里・海の豊かさを実感でき、地元

の人々との交流も楽しめるものでありまして、地域の魅力が一番色濃くPRできるものとなっております。受け入れ体制を充実させることで、お客様の感動もより深く、魅力的なものにつながるものと考えております。また、日本のリアルな生活文化体験を提供できる点から、インバウンド対策としても非常に効果的であると考えております。

今後とも、グリーンツーリズム推進協議会や観光まちづくり会社、香々地ツーリズム協議会と連携を図りながら、さまざまな観光資源を活用した地域色ある体験メニューを充実させるとともに、農家民泊の拡大に向けた推進もあわせて行い、より一層充実した受け入れ体制を確立することにより、国内外からの誘客促進を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 5番、井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) ありがとうございます。質問ではございませんが、私の意見を簡単にちよつと述べてみたいと思っております。

私の家もときどきグリーンツーリズムでの受け入れをしていますから、まちづくり会社の皆さんの積極的な取り組みをいただいている様子もよく理解できております。今、ご説明をいただいたように、昨年非常に多くなってきたなというように感じております。せっかくの機会ですから、受け入れをしての感想を簡単に述べてみたいと思っております。

特に、中学生等の農泊体験ということで、北九州市、広島、神戸市などからの中学生在が多いわけですが、私も妻も退職をいたしましてから2人で淋しい老後生活を送っております。しかしながら、そういう中学生や高校生などの元気な子供たちが家に来ますと、非常に孫と一緒に活動しているようで、私たち自身が大変楽しい、そしてたくさんのパワーももらって心も若返ったように感じております。

2点目は、子供たちにいたしましても、初めての農業体験をする子供が非常に多くて、「あー、もう大変疲れた」というように、農業が疲れたと言っています。本当にこの疲れた中に農業をした楽しさを知ったというような感想も言ってくれます。何よりも、わずか1泊、2泊3日の触れ合いの中で、心が打ち解け、涙して別れを惜しむこの子供たちを見ると、本当によかったなと思っておりますし、自宅に帰ってから、お母さんから「うちの子供は受験勉強や試験の点のことで非常にストレスを感じていて、もうどうしようかな」と、母親として困っておった

3月15日

と。しかし、この農泊体験でわずか1泊2日、2泊3日の体験の中で、心もリフレッシュでき、スカッとして子供もまた前向きに取り組めるようになりましたというように、電話の向こうで涙してお母さんがお礼の電話をかけてくれます。何ともうれしい、そういう触れ合いができてありがたく思っております。

このように、本当にこの琴線に触れる交流ができて、このような心の触れ合いや交流が多感な思春期の子供たちの成長にとって、大変大切なことだなどというように思っておるところでございます。

それから、外国人も受け入れについてという感想も述べてみたいと思います。随分、韓国、中国、ベトナム、タイ、インドネシア、バングラデシュ、アメリカ合衆国、オランダというようなどころから、わざわざこちらが出向かなくても非常に多くお国々の子供たちや一般の方々、大学院生、そして教授、一般の方というような方々がおいでしてくれます。こちらが非常にいろいろな面で勉強になっておるところでございます。別に言葉は話せなくても、心が通えばどこの国の人も仲良くなれる、直接に触れ合いができるので、一番の国際交流になる、いろいろな国々の人、文化を知ることができると同時に、訪れる学生にいろいろ聞いてみますと、日本だけでなく、すでに何カ国もの国に留学をしたり、行ってみたいといった経験も持ち、非常に語学力も豊富で、将来の目標もしっかり持った子供たちでございます。知識の詰め込みだけでなく、いろいろな国を、そしてその文化やお国柄を知ること、非常に見識や視野が広がるものと思っています。

その若者たちの向学心に、私自身が勉強させられ、さらに自分自身を磨いていかなければならないと発奮をさせられているような次第でございます。そして、話してみますと、結構優秀な子供たちで、「将来は君たちがその国を担っていく人物になるんだから、大いに日本のことも勉強して、また大人になったらいい交友関係を結びましょう」と言ってお別れもしておるところでございます。

昨日の新聞に、日本の若い世代より、外国人留学生のほうが上昇志向が強いという記事が掲載をされていました。まさに、私も同感でございます。日本の子供たちや教育についても考え直していかなければならない点も多いなというように感じているところでございます。

そのような観点から、インバウンド訪日外国人農

泊体験者を積極的に受け入れ、交流を積極的に進める。受け入れ家庭をさらにふやし、より一層の受け入れ体制を確立する。私もグリーンツーリズムのメンバーに家内が入っていますから、ときどき交流会に参加をしています。まだまだたくさんの子供たちを受け入れたいというような希望もたくさん持っているようでございます。そして、いろんな市外から来る、県外から来る、外国から来るということが豊後高田市の文化、経済、環境、人づくりのレベルアップにつながるものだというように信じているところでございます。ぜひ、さらなる積極的な取り組みをいただきたいと思っております。

3点目は、もう随分とこの国東半島宇佐地域世界農業遺産については、質問をしたりいたしました。この認定効果とさらなる取り組みについてということでお尋ねをいたしたいと思っております。

私は、西都甲の松行というところに住んでいます。非常にこれはもうあと10年もすると、本当この近所はなくなってしまうというのが日常会ったときの会話でございます。そういうように、この山間周辺部においては、非常に閉塞感が漂っている、T P Pもある、そして林業も衰退をしている、農業も衰退をする、田舎では生活できない、若い人たちは中心部、中心部へと集まっていく、残っているのは年寄りだけ。あと10年したらもう本当なくなってしまうというのが、そういう日常の会話でございました。

そういう中で、国東半島宇佐地域農業遺産ということで認定をいただきました。それは、前にも私が申しましたように、本当に草が多い田畑、やぶだらけのこの森林、里山というのが、これは価値がある里山であり、山村の景色なんだということが認められたというだけでも何か大きな前向きに生きようとする糧をいただいたような気がしております。私だけでなく、そういう中でほかの方々も何とかこの地域おこしに頑張っていこうという、少しやる気も出てきたように感じております。

①でございますが、この魅力をどのように捉え、どのように生かそうとしているか、これは随分お聞きしましたが、重点的などころだけお答えをいただければ結構だと思います。

それから、今までの取り組みからさらに発展をした取り組みはどうなっているのかという点。

それから近隣市町村と連携をしながら、随分取り組みを始めていただいているようでありますが、さ

らなる強化した取り組みについて。

それから、昔は田舎でも生活、そして生業ができていましたが、もう現在、田舎では大変生活が難しくなってきました。この世界農業遺産を活かした生活、そして経済基盤、生活システムをどのように確立をしていくか、見解をお聞きをいたしたいと思っております。

きょう15日は、恐らく衆議院のほうでも地方再生の予算、再生計画の予算、審議になっているのではないかなというように思っているところであります。

以上、今までもうご答弁をいただいたところは結構でございますが、重点的にございましたら、お答えを願いたいと思います。

○議長(安達 隆君) 農林振興課長、吉止勝幸君。

○農林振興課長(吉止勝幸君) 国東半島宇佐地域世界農業遺産の認定効果とさらなる取り組みについてのご質問にお答えいたします。

国東半島宇佐地域は、平成25年5月、世界農業遺産に認定されましたが、認定に当たっては、伝統的な農業と、農業によって維持されてきたため池、農地、水利施設などの土地利用、文化風習などに加え、後世に引き継ぐこれまでの取り組みによって、本市、田染荘に色濃く残る景観、文化、歴史、さらにこれらを取り巻く生物多様性の保全が学術的にも高い評価を受け、認定に大きく寄与したところであります。

世界農業遺産は、全国でも8カ所と貴重な財産であることから、県においても県庁内に事務局を設け、積極的な後押しをいただく中で、本市を含む関係4市、1町、1村とも一体的な取り組みを行っているところです。

具体的な本市の取り組みとしましては、世界農業遺産認定を活用し、干しシイタケはすでに商品化されており、最近では米についても田染プレミアム米が商品化され、現在、東京銀座の大分県の情報発信拠点であるレストラン坐来で、3月9日から約1カ月間ではありますが、メニューに取り上げられているところです。このほか、現在、ソバ、タケノコなどについても、関係者と商品化に向けた具体的な協議を進めているところでございます。

また、2月29日にお披露目会を行い、3月1日に市庁舎1階玄関に展示しております世界的な玩具レゴブロックで制作した田染の荘のジオラマとデジタル映像につきましては、世界農業遺産の情報発信ツールとして、視察者への説明資料とするほか、市内小・中学生を始め、次の時代を担う若い世代に世界農業

遺産に認定された意義、歴史、伝統文化などの素晴らしさを知っていただく教材として制作したものです。

今後とも、観光振興を進める上でも、世界農業遺産認定を活用したブランド開発と生産拡大、六次産業の推進、新たな産業の創出などを積極的に推進するとともに、来年度には、都市に住む子育て世代で田舎暮らしを希望する世帯をターゲットにした移住・定住対策を進めることとしておりますが、こういった人たちが魅力を感じる景観づくりを田染地区を中心に、世界農業遺産をイメージした中で進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 5番、井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) ありがとうございます。大変一生懸命このブランド化を目指しているいろんな商品といたしますか、磨きをかけていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

さて、4項めの美しいまちづくりの取り組みについてのご質問でございます。夜、犬の散歩をしている人の中にふんをそのまま放置をして、処理をしていないという人が幾らかおいでということで声が寄せられました。美しい、気持ちのよいまちづくりに対する意識の喚起、啓発をどのように行っているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長(安達 隆君) 環境課長、後藤史明君。

○環境課長(後藤史明君) 美しいまちづくりの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の犬のふんの問題につきましては、毎年実施しています狂犬病予防注射の時期に、飼い主の方へふんの持ち帰りについての注意事項を記載した封筒の配布等を行いながら啓発を行ってまいりましたが、まだまだ徹底されていないのが実情ではないかと認識しているところでございます。

この問題は、犬を飼っている方に対する啓発が最も重要でありますことから、今後、狂犬病予防注射の際には、ふんの持ち帰りを啓発する看板を掲示するとともに、ふんを回収するためのビニール袋を配布するなどして、直接飼い主の方に呼びかけ、徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、中央公園周辺、桂川沿い等のごみゼロ推進重点区域では、ゼロのつく日にポイ捨て防止を目的としてパトロールを実施するごみゼロGメンパトロールも行っていますので、今後そういった機会も利用しながら、犬を連れて散歩される方で、ふんを回収

3月15日

する袋を持っていない方に対して、直接呼びかける啓発も行ってまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、美しいまちづくりを実現するには、環境美化に対する意識をいかに高めていくかが重要でありますので、今後につきましても、あらゆる機会を通じて、ペットのふんの放置防止やポイ捨て禁止など、環境美化の推進についての啓発を継続して行い、清潔で快適な生活環境を実現するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 質問ではございません。最後に意見を述べて、そのような声が寄せられましたので、私も旧庁舎、あの近所の桂川沿いを通るときに、車の中からどんなふうかなというようにときどき眺めていました。そして、あるときそういうようにしていましたら、犬を散歩しているおばあちゃんが片手にナイロン袋を持って、犬の散歩をしていました。大変感心なことだなというように思いました。そして、私が以前ですが、中央公園のほうに朝テニスの練習に行っているころには、毎朝このごみを中央公園をずっと拾ってくれている方、それから、恋叶ロードのところの213号線沿いを朝晩ごみ拾いをしてきている人も大変いまして、頭の下がる思いでございます。そんなにまでもできないにしても、ごみをポイ捨てしない、自分のごみはしっかり持ち帰って捨てるということが大切だと思っています。お互いにみんなで注意をして、このきれいな豊後高田市になったらいいなというように思ってます。

そこで、この原稿を書いていたしたら、こういうことばが浮かんできましたので、最後に1つご披露をして終わりにしたいと思います。「環境は人を変える」大変お粗末でございますが、そういうように感じたところでございます。

以上で終わります。

○議長（安達 隆君） 本日の一般質問はここまでといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月16日午前10時に再開し、通告に基づく残りの一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした。

午後3時27分 散会

する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名